

第3節

経済外交

総論

〈経済情勢認識と日本の経済外交〉

2016年は、米国の金融政策正常化に向けた動き、原油価格の動向や中国を始めとする新興国経済の先行きに加え、英国の欧州連合（EU）離脱問題に伴う今後の英・EU経済関係の不透明感の高まりによる影響に注目が集まった。そうした中、世界経済は、年前半には、先進国に一部弱めの動きも見られたが、年後半には、その動きも和らぐとともに、中国経済に持ち直しの動きが見られ、全体として緩やかな回復を続けた。日本経済も、弱さが見られたものの、雇用・所得環境が引き続き改善する中で、緩やかな回復基調が続いている。

日本政府は、このような経済情勢認識の下、6月、「回り始めた経済の好循環を、持続的な成長路線に結びつけ、『戦後最大の名目GDP600兆円』の実現」を目指し、「日本再興戦略2016」（以下「成長戦略」）を閣議決定した。「成長戦略」では、日本の企業や人が積極的に海外市場に打って出るとともに、「世界のヒト、モノ、カネ」を日本に惹き付けることで世界の経済成長を取り込み、日本の成長につなげていく道筋を示している。

日本経済の成長を後押しする経済外交の推進は、日米同盟の強化及び近隣諸国との関係強化と並んで、日本外交の三本柱の1つとして位置付けられており、積極的に取組を進めてきた。2016年は、「成長戦略」も踏まえつつ、①自

由で開かれた国際経済システムを強化するためのルールメイキング、②官民連携の推進による日本企業の海外展開支援及び③資源外交と対日直接投資の促進の3つの側面から経済外交を進めた。

〈自由で開かれた国際経済システムを強化するためのルールメイキング〉

(1) 経済連携の推進

高いレベルでの経済連携の推進は、「2018年までに、FTA比率70%（2012年：18.9%）を目指す」ことを掲げる「成長戦略」の柱の1つである。2016年2月に署名されたTPP協定はアジア太平洋の12か国で新しい貿易・投資ルールを構築するものであり、同協定が発効すれば、世界の国内総生産（GDP）の約4割、人口の1割強を占める巨大な経済圏が誕生することとなる。今後も、日EU・EPA（経済連携協定）、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、日中韓FTA（自由貿易協定）などの経済連携協定の交渉に同時並行的に取り組むことで、世界全体の貿易・投資ルール作りに貢献していく考えである。

(2) 多数国間の貿易自由化（WTO）

多数国間の貿易自由化をめぐる交渉については、長年にわたり膠着状態が続いてきているものの、世界貿易機関（WTO）を中心とする多角的貿易体制は、新たなルール作りや紛争解決を含む既存のルールの運用面において重要な役割を果たしている。

2001年から続くドーハ・ラウンド（DDA）交渉の今後の取扱いについては、先進国と開発途上国の間の意見の対立から見通しがついていない。一方で、新たなルール作りについては、2015年の第10回WTO閣僚会議（MC10）で情報技術協定（ITA）の品目拡大交渉や輸出補助金を含む輸出競争等の農業分野における合意等の成果があったことは、WTOの交渉機能が完全に不全となっているわけではないことを示している。時代によって変化する課題への対応を含め、WTOの交渉機能をいかにして再活性化・強化するかとの観点から、従来とは違った新しいアプローチを検討する必要がある、日本としても積極的に議論に参加していく考えである。10月にオスロ（ノルウェー）で行われたWTO非公式閣僚会合では、保護主義の圧力が高まる中、互いの信頼醸成が大切である点、高すぎる野心を設定することによるリスクは避け、閣僚会議ごとに成果を積み重ねることができるよう実現可能な分野について「漸進的な」成果を作るべく交渉を進めるべき点等について認識が共有されるなど、2017年12月に開催される第11回WTO閣僚会議（MC11）で着実な成果を達成するための議論が進んでいる。

（3）国際的な議論を主導

先進国首脳が集まって政策協調のための議論を行うG7については、2016年、日本はG7議長国として5月26日及び27日にG7伊勢志摩サミットを開催した。サミットにおいて、G7間の結束を確認しつつ、サミットの最大のテーマである世界経済はもとより、日本の優先議題である「質の高いインフラ投資」、「保健」、「女性」といったテーマや海洋安全保障などで議長国としてのリーダーシップを発揮し、具体的な行動を伴う成果に結実させることで、国際場裏における存在感を印象付けることができた。特に世界経済については、G7が金融・財政政策及び構造改革の3本の矢のアプローチの重要な役割を再確認し、手を携えて世界経済のリスクに立ち向かい、世界経済の持続的かつ力強い成長をリードしていくという強い決意を世界に向けて発信した。

また、9月のG20^{杭州}サミット（於：中国）では、G7伊勢志摩サミットに続き、世界経済が最大のテーマとなったが、日本は、G7議長国として、G7伊勢志摩サミットにおける議論をベースに、様々なリスクに直面する世界経済に対して、国際協調を強化していくことの重要性を強調し、金融・財政政策及び構造改革の全ての政策対応を行っていく必要性を訴え、G20としてもこの点で一致した。中国を始めとする新興国も含め、過剰生産能力などの構造的な問題にもしっかりと取り組んでいくことも合意された。

アジア太平洋地域の21の国と地域が参加する経済協力の枠組みであるアジア太平洋経済協力（APEC）では、11月に開催されたペルーAPEC首脳会議において、「質の高い成長と人間開発」を全体テーマとして、地域経済統合の推進、地域フードマーケットの促進、零細・中小企業の近代化、人材開発促進などについて幅広い議論が行われた。安倍総理大臣は、自由貿易こそが世界経済の成長の源泉であり、日本は包括的な成長をもたらす経済政策を進めて自由貿易を推進することを表明した。

経済・社会の広範な分野を扱う「世界最大のシンクタンク」である経済協力開発機構（OECD）では、6月の閣僚理事会において、「包括的な成長に向けた生産性の向上」をテーマに議論した。日本は10度目の副議長国として、準備段階からテーマの設定や成果文書の作成・交渉などをリードして貢献し、「成長と機会及び所得増加の好循環」の必要性を訴えた。また、日本は6月1日に「OECD開発センター」（OECDの下にある開発分野を扱うシンクタンク）に16年ぶりに復帰した。

〈官民連携の推進による日本企業の海外展開支援〉

（1）日本企業の海外展開支援

新興国を始めとする海外の経済成長の勢いを取り込み、日本経済の着実な成長を後押しするため、政府としても日本企業の海外進出支援を一層重視している。外務省では、岸田外務大臣を本部長とする「日本企業支援推進本部」の指

揮の下、2015年9月に設置された「官民連携推進室」が中心となり、また、在外公館では公館長が先頭に立ち、本省・在外公館が一体となって日本企業の海外展開推進に積極的に取り組んでいる。

また、「成長戦略」にある「2020年に約30兆円のインフラシステムの受注を実現する」という目標に向け、日本のインフラや技術を海外に売り込むトップセールスを積極的に実施している。その成果もあり、2014年の受注額は約19兆円と目標達成に向け順調に推移している。

さらに、「2019年に農林水産物・食品の輸出額を1兆円にする」という政府目標（「未来への投資を実現する経済対策」）に向け、在外公館を活用し、農林水産物・食品の輸出に取り組む事業者からの相談対応や日本製品のプロモーションイベント等を実施している。特に、54か国・地域、58か所の在外公館等に、日本企業支援担当官（食産業担当）を設置し、取組を強化している。また、東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた輸入規制については、韓国、台湾、中国、香港、マカオ、シンガポール及びロシアにおいては輸入停止を含む規制が残されている。外務省ではこれらの国・地域を含め各国政府等に正確な情報を迅速に提供するとともに、科学的根拠に基づき、規制を可及的速やかに緩和・撤廃するよう働きかけてきている。

〈資源外交と対日直接投資の促進〉

(1) エネルギー・鉱物資源・食料安全保障

エネルギー・鉱物資源分野に関しては、2016年にはG7議長国としてエネルギー問題に関する国際的な議論を主導したほか、採取産業における複雑な契約交渉の支援強化（コネックス・イニシアティブ）について持続可能な開発に向けた基本指針を取りまとめ、9月にはG7コネックス能力構築・透明性向上国際会合を開催した。11月には東アジア初の議長国としてエネルギー憲章会議を開催し、エネルギー投資の保護・自由化等を促進するエネルギー憲章条約の普及に努めた。また、安倍総理大臣ら

と主要な資源国首脳らとの会談の機会を捉え、二国間関係の強化に努めた。

食料安全保障に関しては、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けたG7の具体的行動を取りまとめるとともに、10月には食料安全保障・栄養に関するG7国際シンポジウムを開催した。将来、世界的な食料不足が発生する可能性も指摘される中、世界の食料生産の促進を通じて需給の緩和を図ることで日本の安定的な食料確保にもつながるよう取組を進めている。

(2) 海洋生物資源の持続可能な利用

日本は責任ある世界有数の漁業国及び消費国として、海洋生物資源の適切な保存管理及び持続可能な利用を基本方針とし、漁業資源に対する保存管理措置を決定・実施する主体として最も重要な国際機関である地域漁業管理機関（RFMO）の多くに加盟し、積極的な役割を果たしている。また、捕鯨問題については、国際的な状況は依然厳しいが、鯨類資源は持続可能な形で利用し、文化、習慣等の多様性も尊重されるべきとの基本方針の下、国際法及び科学的根拠に基づき、国際社会の理解が深められるよう粘り強く取り組んでいる。

(3) 対日直接投資の促進

対日直接投資に関しては、「成長戦略」で掲げられた、「2020年までに外国企業の対内直接投資残高を35兆円に倍増する」という目標達成に向けて、2014年から開催されている「対日直接投資推進会議」を司令塔として、投資案件の発掘・誘致活動、必要な制度改革の実現に政府横断で取り組んでいる。

外務省としては、外交リソースを活用した取組として、126の在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」を通じた対日投資の呼びかけや対日投資イベントの開催など積極的な活動を行っているほか、政府要人によるトップセールスや日本貿易振興機構（JETRO）など関係機関との協力を通じて、国内外において様々な取組を戦略的に行っている。

各論

1 自由で開かれた国際経済システムを強化するためのルールメイキング

(1) 経済連携の推進

経済連携協定 (EPA) や自由貿易協定 (FTA) には、物品の関税やサービス貿易の障壁等の削減・撤廃、貿易・投資のルール作りなどを通じて海外の成長市場の活力を取り込み、日本経済の基盤を強化する効果がある。日本は、これまでに20か国との間で16のEPAを署名・発効済みである。日本の貿易のFTA比率（貿易総額に占める発効済み・署名済みのFTA相手国の貿易額の割合）を2012年の18.9%から2018年までに70%に高めるとの「成長戦略」の目標の実現に向け、アジア太平洋地域や、欧州等との経済連携を戦略的に推進している。こうした中で、2015年10月には環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定の交渉が大筋合意に至り、2016年2月に同協定が署名された。

TPP協定によって作られる新たな経済秩序は、今後、更に大きな構想であるアジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) において、ルール作りのたき台となるものである。日本は、TPP協定の発効に向けて取り組むとともに、今後も他の経済連携交渉を推進していく考えである。

ア 多数国間協定 (メガFTA) 等

(ア) 環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定

TPP協定は、成長著しいアジア太平洋地域において、新たな貿易・投資ルールを構築する取組である。日本、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ及びカナダの12か国が交渉に参加し、2015年10月のアトランタ閣僚会合 (米国) にて大筋合意を実現し、2016年2月に署名に至った。TPP協定が発効すれば、世界のGDPの4割 (3,100兆円)、人口8億人を占める巨大な市場において、

自由で公正な「1つの経済圏」と大きなバリューチェーン (価値の連鎖) が生み出される。

この協定は、関税、サービス、投資、知的財産、国有企業など、幅広い分野で21世紀型のルールを構築し、日本企業が海外市場で一層活躍する契機となり、日本の経済成長に向けて大きな推進力となるものである。さらに、TPP協定により、基本的価値を共有する国々と共に経済面での法の支配を強化することは、日本の安全保障及びアジア太平洋地域の安定に寄与する戦略的意義を有する。

日本では、2016年12月にTPP協定と関連整備法案が国会で承認・可決され、2017年1月にはTPP協定の国内手続の完了に関して、寄託国であるニュージーランド宛てに通報を行った。ニュージーランドにおいても2016年11月に国内担保法が成立している。米国ではトランプ大統領がTPPから離脱する大統領覚書に署名し、米国通商代表部から、寄託国のニュージーランドを含む各国に対し、TPP協定の締約国となる意図がないとの通知が発出されているが、日米主導でアジア太平洋地域に自由で公正な経済圏を創る必要性については日米で一致しており、日本としては、日本がTPP協定において持っている求心力を生かしながら、今後どのようなことができるかを、米国以外のTPP協定署名国とも議論していく。

(イ) 日EU・EPA

基本的価値を共有し、日本の主要貿易・投資相手でもある欧州連合 (EU) とは、2013年3月の交渉開始決定後、2016年12月までに計17回の交渉会合を開催し、物品貿易、サービス貿易、知的財産権、非関税措置、政府調達、投資等の広範な分野について議論を行った。5月及び7月に行われた日・EU首脳会談のほか、5月のG7伊勢志摩サミットの際に発出した共同ステートメントにおいて、首脳レベルでの強いコミットメントを再確認した。11月には、交渉の早期妥結に向けて、主要閣僚会議¹の開

¹ 構成員は、内閣官房長官、経済再生担当大臣、日EU・EPA交渉に関する総合調整を担当する国務大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣

EPA・FTA交渉等の現状

	03年	04年	05年	06年	07年	08年	09年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	
日ASEAN 包括的 経済連携 (AJCEP)					交渉	発効		サービス・投資 章の継続交渉開始			3月、10月 合同委員会	4月、10月 合同委員会	4月、10月 合同委員会	6月 合同委員会	
モンゴル								6月 共同研究開始	3月 共同研究完了	3月 日モン首脳会談 投資協定大筋合意 同日 交渉準備委員会 6月 第1回交渉会合 12月 第2回交渉会合	4月 第3回交渉会合 7月 第4回交渉会合 12月 第5回交渉会合	4月 第6回交渉会合 7月 第8回交渉会合 7月 大筋合意	2月 署名	6月 発効	
カナダ								産官学共同研究	3月 共同研究開始	3月 共同研究完了 同日 日加首脳会談 (交渉開始で一致) 7月 交渉準備委員会 11月 第1回交渉会合	4月 第2回交渉会合 7月 第3回交渉会合 11月 第4回交渉会合	3月 第5回交渉会合 5月 第8回交渉会合 11月 第7回交渉会合	署名	発効	
コロンビア								政府間共同研究	11月 共同研究開始	7月 共同研究完了 9月 日コ首脳会談 (交渉開始で一致) 12月 第1回交渉会合	5月 第2回交渉会合 10~11月 第3回交渉会合	2月 第4回交渉会合 5月 第8回交渉会合 9月 第7回交渉会合 10月 第7回交渉会合 12月 第9回交渉会合	3月 第10回交渉会合 5月 第11回交渉会合 7月 第12回交渉会合 8月 第13回交渉会合		
日中韓								産官学共同研究	5月 共同研究開始	12月 共同研究完了	【参考】3月 日中韓 投資協定大筋合意 5月 日中韓サミット (年内の交渉開始 で一致) 11月 日中韓経済 協力大臣会合 (交渉開始を宣言)	2月 交渉準備委員会 3月 第1回交渉会合 7~8月 第2回交渉会合 11月 第3回交渉会合	3月 第4回交渉会合 6月 第5回交渉会合 (局長/局長会合) 11月 第7回交渉会合 (首席代表会合) 7月 第8回交渉会合 (局長/局長会合) 12月 第9回交渉会合 (局長/局長会合)	1月 第6回交渉会合 (首席代表会合) 4月 第7回交渉会合 (局長/局長会合) 5月 第7回交渉会合 (首席代表会合) 7月 第8回交渉会合 (局長/局長会合) 9月 第8回交渉会合 (首席代表会合) 12月 第9回交渉会合 (局長/局長会合)	1月 第9回交渉会合 4月 第10回交渉会合 (局長/局長会合) 6月 第10回交渉会合 (首席代表会合)
EU								共同検討作業	4月 共同検討作業を 開始	5月 交渉のためのプ ロセスを開始	7月 交渉の大枠を定 めるコーピング 作業の終了 11月 EU外務理事 会が欧州委員 会の交渉権限 を採択	3月 日EU首脳電 話会合(交渉 開始を決定) 3~4月 第5回交渉会合 7月 第6回交渉会合 6月 第2回交渉会合 10月 第3回交渉会合	1月 第4回交渉会合 3~4月 第5回交渉会合 7月 第11回交渉会合 9月 第12回交渉会合 10月 第13回交渉会合 11月 第14回交渉会合	2月 第9回交渉会合 4月 第10回交渉会合 7月 第11回交渉会合 9月 第12回交渉会合 10月 第13回交渉会合 11月 第14回交渉会合	2月 第15回交渉会合 4月 第16回交渉会合 9月 第17回交渉会合
東アジア地 域包括的 経済連携 (RCEP※)								9月 CEPEA*及び EFTA*につ いて議論開始	11月 ASEAN関連 首脳会議 (CEPEA及び EFTAの提案を 踏まえRCEPの 枠組みを採択)	11月 ASEAN関連 首脳会議 (交渉立ち上 げを宣言)	2月 交渉の準備の ための会合 3月 第1回交渉会合 5月 第1回閣僚会合 8月 第1回閣僚会合 9月 第2回交渉会合	1月 第3回交渉会合 3~4月 第4回交渉会合 6月 第5回交渉会合 8月 第2回閣僚会合 12月 第6回交渉会合	2月 第7回交渉会合 6月 第8回交渉会合 7月 閣僚中間会合 8月 第9回交渉会合 10月 第10回交渉会合	2月 第11回交渉会合 4月 第12回交渉会合 6月 第13回交渉会合 8月 第4回閣僚会合 第14回交渉会合 10月 第15回交渉会合 11月 閣僚中間会合 12月 第16回交渉会合	
TPP									11月 交渉 参加に向 けた協議開始 の意向表明		2月 日米首脳会談 日米両国明確な 意向表明 4月 日米協議合意 7月 TPP閣僚会合 (日本参加) 8月 TPP首脳会合 10月 TPP首脳会合・ 閣僚会合 12月 TPP閣僚会合	2月 TPP閣僚会合 5月 TPP閣僚会合 10月 TPP閣僚会合 11月 TPP首脳・閣僚 会合	7月 TPP閣僚会合 (大筋合意) 11月 TPP首脳会合	2月 TPP閣僚会合 (署名)	
トルコ										11月 共同研究開始	7月 共同研究完了	1月 日トルコ首脳会談 (交渉開始で一致) 12月 第1回交渉会合	4月 第2回交渉会合 9月 第3回交渉会合	1月 第4回交渉会合 6月 第5回交渉会合	
韓国									5月 第2回局長級 事前協議 10月 日韓首脳会談 (交渉開始に必要な 業務的作業を本格的 に行うことへ一致)						
GCC (※)															

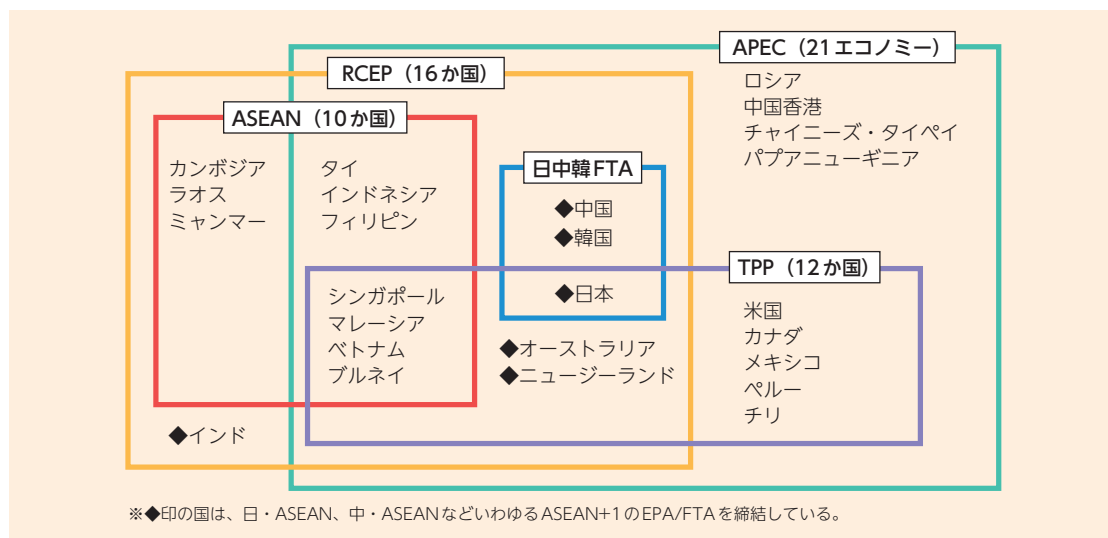
催が閣議決定され、同会議の下に萩生田内閣官房副長官を議長とする交渉推進タスクフォースの立ち上げが決定された。12月には、岸田外務大臣とマルムストローム欧州委員（貿易担当）との間で電話会談を行い、可能な限り早期の大枠合意に向け、実現を目指すことで一致し

た。それ以降も、間断なく精力的に交渉を継続している。

(ウ) 東アジア地域包括的経済連携 (RCEP)

RCEPは、人口約34億人（世界全体の約半分）、GDP約20兆米ドル（世界全体の約3割）、

アジア太平洋地域における国際的な経済枠組みの進捗



貿易総額10兆米ドル（世界全体の約3割）に上る広域経済圏実現を目標とした交渉である。東南アジア諸国連合（ASEAN）10か国とFTAパートナー諸国（日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド及びインドの6か国）は、2013年5月に交渉を開始し、物品貿易、サービス貿易、投資、知的財産、電子商取引等の分野について包括的でバランスの取れた質の高い協定の早期妥結に向け、交渉を進めている。2016年12月までに、閣僚会合（閣僚中間会合を含む）を6回、交渉会合を16回開催し、同年9月のASEAN関連首脳会議では、RCEP交渉の進展の重要性を再確認した上で、迅速な妥結に向けて交渉を強化するとの共同声明文が発出された。

(エ) 日中韓 FTA

日中韓 FTA は、日本にとって主要な貿易相手国である中国（第1位、約21%）及び韓国（第3位、約6%）を相手とする FTA となる。2013年3月に交渉を開始し、2017年1月までに11回の交渉会合を行った。2015年11月の日中韓サミットでも交渉の加速が確認されており、包括的かつ高いレベルの FTA を目指すとの3か国共通の目標の下、物品貿易を始め、投資、サービス貿易、競争、知的財産、電子商取

引といった広範な分野について精力的に協議を行っている。

(オ) アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) 構想

FTAAP 構想は、その将来的な実現に向けて、APEC において、盛り込まれるべき「次世代型」の貿易・投資課題を議論したり、幅広い参加を可能とすべく、主に開発途上国・地域向けの能力構築を行うなどしている。2015年に開始された「FTAAP の実現に関する課題に係る共同の戦略的研究」は2016年に取りまとめられた。その結果を踏まえ、2016年のペルー APEC 首脳会議では、開発途上国・地域に対する更なる能力構築の必要性などを強調した「FTAAP に関するリマ宣言」を採択した。

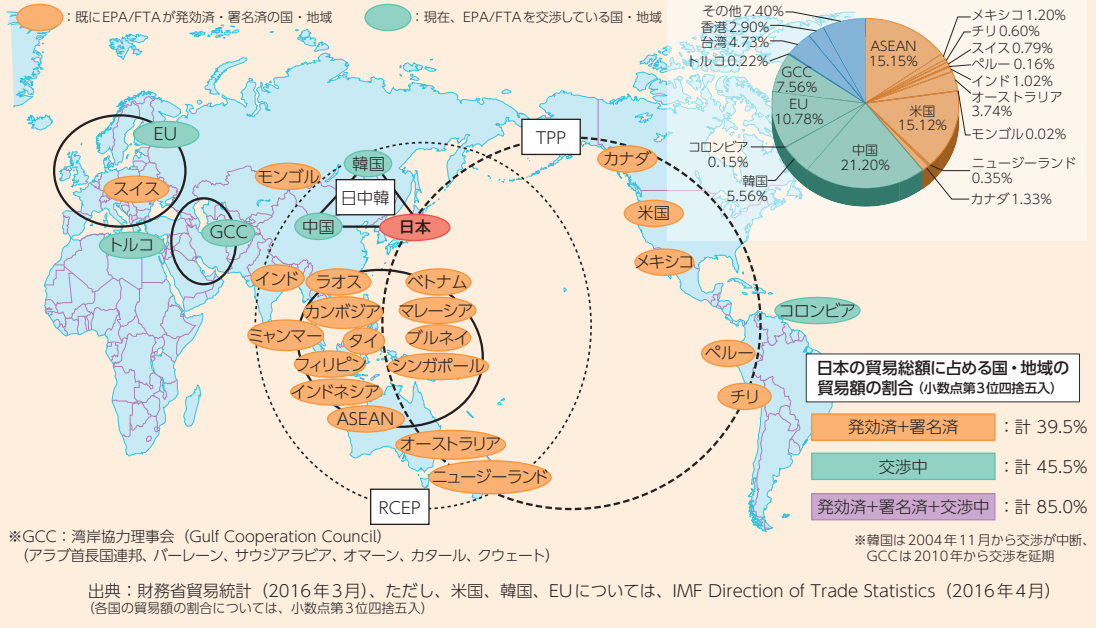
二国間協定等（交渉開始順）

(ア) 韓国

戦略的利益を共有する最も重要な隣国である韓国との間では、貿易・投資を含む経済の相互依存関係が強固である。同国との EPA は、安定的な経済枠組みを提供し、将来にわたり両国に利益をもたらし得るとの考えに基づき、2003年に交渉を開始した。この交渉は2004年以降中断され、その後、実務レベルの意見交換などが実施された。

日本の経済連携協定 (EPA) の取組

- ・これまで20か国と16の経済連携協定 (EPA) が発効済・署名済
 - ・発効済・署名済EPA相手国との貿易が貿易総額に占める割合は39.5% (比較: 米国: 47.4%、韓国: 67.4%、EU: 32.5%)
 - ・発効済・署名済EPAに加えて交渉中EPA相手国との貿易が貿易総額に占める割合は85.0%
- 【参考】『日本再興戦略』では2018年までにFTA比率を70%に引き上げることを政策目標として掲げている。



(イ) 湾岸協力理事会 (GCC)

GCC諸国は、石油・天然ガスの資源国として、また、インフラ等の輸出を展開する市場として重要な地域の1つである。GCC諸国との経済関係の強化に向け、FTA交渉を2006年に開始したが、2009年以降、交渉はGCC側の都合で延期されてきている。日本はGCCとの経済関係の一層の強化を図るべく、交渉の早期再開を求めている。

(ウ) カナダ

基本的価値を共有し、相互補完的な経済関係にあるカナダとは、2012年にEPA交渉を開始した。日本へのエネルギー、鉱物や食料の安定供給に資するEPAとすべく、2014年11月に第7回交渉会合を行ったが、それ以降は両国ともTPP交渉に集中することとしたため、二国間交渉は行われていない。

(エ) コロンビア

豊富な資源と高い経済成長を有するコロンビアとは、2012年にEPA交渉を開始し、2016年12月までに13回の交渉会合を行った。同EPAはコロンビアの平和定着や国造りにとって重要であり、交渉は最終段階にある。

(オ) トルコ

高い経済的潜在性を有し、開放経済を推進するトルコとは、2014年1月に訪日したエルドアン首相と安倍総理大臣の会談においてEPA交渉開始に合意し、同年12月に交渉を開始した。2016年12月までに5回の交渉会合を行った。

☑ 発効済みの二国間協定

(ア) モンゴル

中長期的な高成長が見込まれるモンゴルとは、エネルギー・鉱物資源を含む投資環境の改善や更なる貿易・投資の拡大を目指し、2012

年にEPA交渉を開始した。7回の交渉会合を経て、2014年7月、大筋合意に至り、2015年2月、サイハンビレグ首相の訪日時に安倍総理大臣と同首相との間で署名、2016年6月7日に日本、モンゴルそれぞれの所要の国内法上の手続を完了し、発効した。

(イ) 発効済みEPA

発効済みのEPAには、協定の実施の在り方について協議する合同委員会に関する規定や、発効から一定期間を経た後に協定の見直しを行う規定がある。また、発効済みのEPAの円滑な実施のために様々な協議が続けられている。

㊦ 人の移動

EPAに基づき、これまでインドネシア、フィリピン及びベトナムから看護師・介護福祉士候補者の受入れを開始している。2016年はインドネシアから279人（看護：46人、介護：233人）、フィリピンから336人（看護：60人、介護：276人）及びベトナムから180人（看護：18人、介護：162人）が新たに入国した。また、2016年の国家試験においては、看護47人（インドネシア：11人、フィリピン：22人、ベトナム：14人）及び介護82人（インドネシア：48人、フィリピン：34人）が合格した。なお、ベトナムからの看護師・介護福祉士候補者については、2014年6月に第一陣、2015年5月に第二陣の受入れを行い、2016年5月の第三陣との累計で470人の受入れを行った。

㊦ 投資協定/租税条約/社会保障協定

(ア) 投資協定

投資協定は、投資家やその投資財産の保護、規制の透明性向上、投資機会の拡大、投資紛争解決手続等について規定しており、投資を促進するための重要な法的基盤である。海外における投資環境の整備を促進し、日本市場に海外投資を呼び込むため、日本は投資協定の締結に積極的に取り組んできている。

2016年には、イランとの投資協定が国会で承認され、ケニアとの投資協定の署名が行われ

た。また、投資に関する規定を含むEPAとしては、日・モンゴルEPAが発効し、TPP協定が国会で承認された。現在、発効済みの投資関連協定が35本（投資協定23本、EPA12本）、署名済み・未発効となっている投資関連協定が6本（投資協定5本、EPA1本）あり、これらを合わせると41本となり、43の国・地域をカバーすることとなる。現在交渉中の投資関連協定を含めると80の国・地域、日本の対外直接投資額の約93%をカバーすることとなる（2016年12月末現在）。

5月に、外務省を含む7省庁（総務省、法務省、外務省、財務省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省）で今後の投資関連協定の締結方針を定めた「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」が策定され、2020年までに投資関連協定について100の国・地域を対象に署名・発効することを目指すことが定められた。同目標は「成長戦略」にも記載されている。

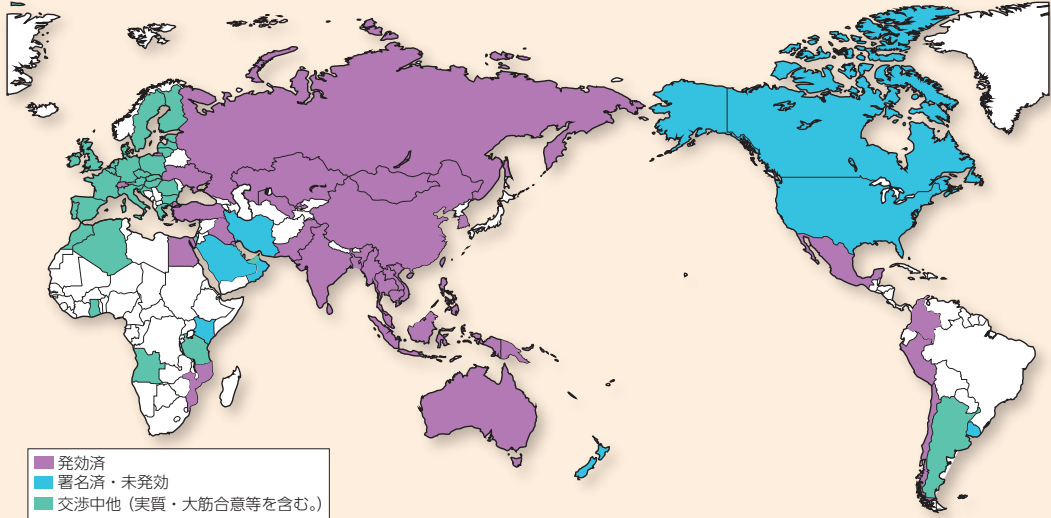
この目標の達成に向け、今後は、中東、アフリカ、中南米等の資源産出国等との間の投資関連協定の交渉を積極的に進める方針であり、今後とも海外投資により新興国等の成長を取り込むとともに、日本市場に外国投資を呼び込むとの観点から、投資関連協定を積極的に締結していく。

(イ) 租税条約

租税条約は、国境を越える経済活動に対する国際的な二重課税の除去（例：配当等の投資所得に対する源泉地国課税の減免）や脱税・租税回避行為の防止を図ることを目的としており、二国間の健全な投資・経済交流を促進するための重要な法的基盤である。日本は、租税条約ネットワークの拡充に努めるとの政府の方針（「成長戦略」）に沿って積極的な拡充に向けて取り組んでいる。2016年には、インドとの租税条約の改正議定書（10月）、ドイツとの新租税協定（10月）、チリとの租税条約（12月）が発効し、パナマとの租税情報交換協定（8月）、スロベニアとの租税条約（9月）及びベ

投資関連協定の現状

投資関連協定^(注)の交渉状況 (注) 投資協定及び投資章を含むEPA/FTA
 ・発効済：35本 (投資協定23本、EPA12本)
 ・署名済・未発効：6本 (投資協定5本、EPA1本) } 43の国・地域をカバー
 ・交渉中：15本 (投資協定9本、EPA6本) ———— 交渉中のもも発効すると80の国・地域をカバー



- 発効済 (終了したものを除く。)** () : 発効年 ※: 「自由化型」協定
- 投資協定**
- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1 エジプト (1978) | 13 ウズベキスタン (2009) ※ |
| 2 スリランカ (1982) | 14 ペルー (2009) ※ |
| 3 中国 (1989) | 15 パプアニューギニア (2014) |
| 4 トルコ (1993) | 16 クウェート (2014) ※ |
| 5 香港 (1997) | 17 イラク (2014) |
| 6 パキスタン (2002) | 18 日中韓 (2014) |
| 7 バングラデシュ (1999) | 19 ミャンマー (2014) ※ |
| 8 ロシア (2000) | 20 モザンビーク (2014) ※ |
| 9 韓国 (2003) ※ | 21 コロンビア (2015) ※ |
| 10 ベトナム (2004) ※ | 22 カザフスタン(2015) |
| 11 カンボジア (2008) ※ | 23 ウクライナ (2015) |
| 12 ラオス (2008) ※ | |
- (注) 台湾との間では2011年に日台民間投資取決め (自由化型) を作成
- 投資章を含むEPA**
- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1 シンガポール (2002) ※ | 7 インドネシア (2008) ※ |
| 2 メキシコ (2005) ※ | 8 フィリピン (2008) ※ |
| 3 マレーシア (2006) ※ | 9 スイス (2009) ※ |
| 4 チリ (2007) ※ | 10 インド (2011) ※ |
| 5 タイ (2007) ※ | 11 オーストラリア (2015) ※ |
| 6 ブルネイ (2008) ※ | 12 モンゴル(2016) ※ |

- 交渉中**
- | | |
|-------------|----------------------|
| 投資協定 | 投資章を含むEPA/FTA |
| 1 イスラエル | 1 AJCEP* |
| 2 アンゴラ | 2 カナダ |
| 3 アルジェリア | 3 日中韓 |
| 4 カタール | 4 EU |
| 5 アラブ首長国連邦 | 5 RCEP** |
| 6 ガーナ | 6 トルコ |
| 7 モロッコ | |
| 8 タンザニア | |
| 9 アルゼンチン | |
- *AJCEP:日・ASEAN包括的経済連携
 **RCEP:東アジア地域包括的経済連携

- 署名済・未発効**
- ・サウジアラビア (2013年4月署名, 承認済) (投資協定)
 - ・ウルグアイ (2015年1月署名, 承認済) (投資協定) ※
 - ・オマーン (2015年6月署名, 承認済) (投資協定)
 - ・TPP (2016年2月署名, 承認済) (EPA) ※
 - ・イラン (2016年2月署名, 承認済) (投資協定)
 - ・ケニア (2016年8月署名, 未承認) (投資協定)
- TPP: 環太平洋パートナーシップ

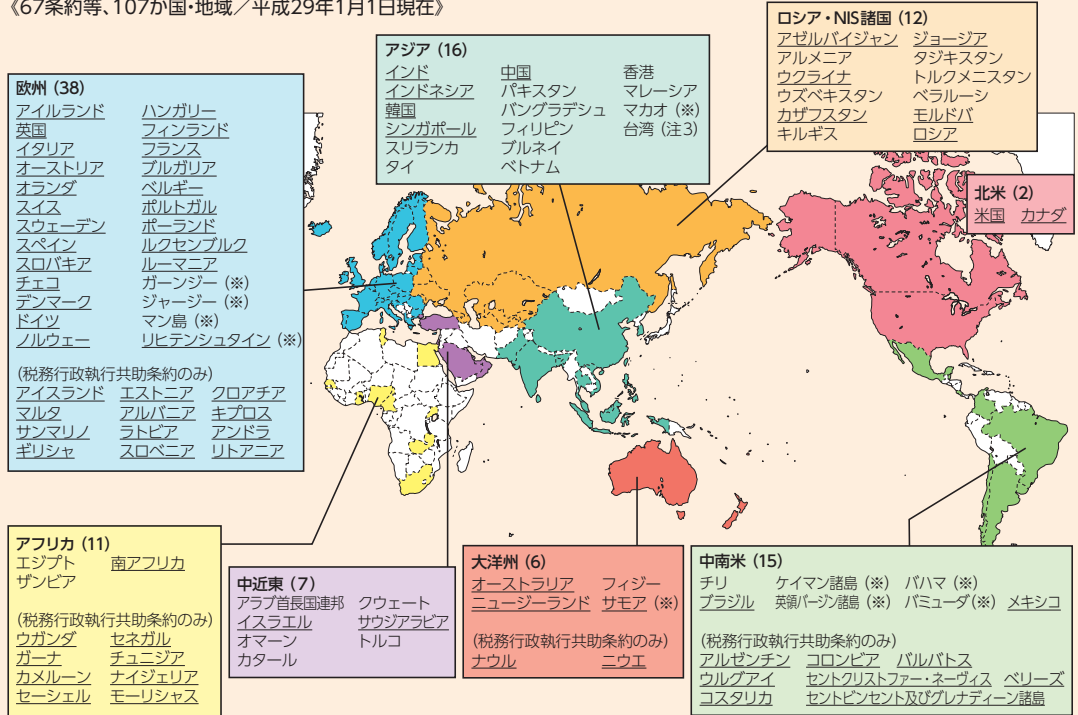
ルギーとの新租税条約 (10月) が署名された。また、ラトビア (6月)、オーストリア (10月) 及びリトアニア (12月) との間では、租税条約の新規締結・改正交渉がそれぞれ実質合意に至った。2016年末時点で、日本は66の租税関連条約を締結しているほか、台湾との民間取決めを合わせて107か国・地域に適用されている。

(ウ) 社会保障協定

社会保障協定は、社会保険料の二重負担や年金保険料の掛け捨て等の問題を解消することを目的としている。海外に進出する日本企業や国民の負担が軽減されることを通じて、相手国との人的交流の円滑化や経済交流を含む二国間関係の更なる緊密化に資することが期待される。2016年末時点で日本と社会保障協定を締結又は署名している国は19か国である。2016年

日本の租税条約ネットワーク

《67条約等、107か国・地域／平成29年1月1日現在》



(注1) 税務行政執行共助条約が多数国間条約であること、及び旧ソ連・旧チェコスロバキアとの条約が複数国へ継承されていることから、条約等の数と国・地域数が一致しない。
 (注2) 条約等の数、国・地域数の内訳は以下のとおり。
 ・二重課税の回避、脱税及び租税回避等への対応を主たる内容とする条約（いわゆる租税条約）：55本、66か国・地域
 ・租税に関する情報交換を主たる内容とする条約（いわゆる情報交換協定）：10本、10か国・地域（図中、（※）で表示）
 ・税務行政執行共助条約（締約国は日本を除いて全75か国（図中、国名に下線）、うち日本と二国間条約を締結していない国は30か国）
 ・日台民間租税取決め：1本、1地域
 (注3) 台湾については、公益財団法人交流協会（日本側）と亜東関係協会（台湾側）との間の民間取決め及びその内容を日本国内で実施するための法令によって、全体として租税条約に相当する枠組みを構築

には、トルコ、中国、スウェーデン及びスロバキアとの間で新規協定締結のための政府間交渉を行った。

(2) 国際機関における取組 (WTO、OECD等)

ア WTO

(ア) WTOとドーハ・ラウンド交渉の経緯

日本の経済発展は、関税及び貿易に関する一般協定 (GATT) 及び世界貿易機関 (WTO) を中心とする多角的貿易体制に大きく恩恵を受けてきた。その維持と強化はEPA/FTA交渉が盛んに行われている現在も、日本経済再生に向けた日本の貿易政策の柱であり、WTO交渉を通じた貿易自由化の促進やルール作りの重要性は不変である。その一方で、ここ十数年余り、交渉の進展は必ずしも順調なものではなかつ

た。2001年に開始されたWTOのドーハ・ラウンド (DDA) 交渉では8分野（農業、非農産品市場アクセス、サービス、ルール、貿易円滑化、開発、環境及び知的財産権）の一括妥結を目指してきたが、2008年以降、新興国と先進国との対立などにより交渉は膠着状態に陥ってきた。2013年12月の第9回WTO閣僚会議 (MC9) において、DDA交渉の部分合意として①貿易円滑化、②農業及び③開発の3分野から成る「バリ合意」が妥結し、一定の進展は見られたものの、新興国と先進国との対立の溝は深く、DDA交渉妥結への道のりは遠い状況であった。

(イ) 第10回WTO閣僚会議 (MC10) 及び第11回WTO閣僚会議 (MC11)

2015年に開催されたMC10では、日本が議長国として主導した情報技術協定 (ITA) 品目拡大交渉が妥結し、複数国間の合意とはいえ、参加53か国・地域による201品目の関税撤廃を実現し、WTO加盟国全体に利益をもたらした大きな成果となった。また、交渉開始から15年となるDDAにおいては、長きにわたり何らの合意も得られなかった輸出補助金を含む農業分野の輸出競争等に合意した。これらの合意はWTOの交渉機能が完全に不全となっているわけではないことを示している。

一方、この会議に至るまでの議論で最大の争点となっていたDDAの継続の是非を含む今後のWTO交渉の在り方については、各国の主張の対立からいまだ見通しがついていない。DDAで扱われていた開発を含む8分野の個別の論点も引き続き重要であるが、DDA交渉という枠組みを超えて、時代に即した課題への対応を含め、WTOの交渉機能をいかにして再活性化・強化するかとの観点から、従来とは違った新しいアプローチを検討する必要がある。2017年12月にアルゼンチンで行われるMC11では、2016年10月のWTO非公式閣僚会合で確認されたとおり、実現可能な分野について「漸進的」な成果を作るべく交渉を進める必要がある。

(ウ) 有志国による取組

DDA交渉が停滞する中、2011年の第8回WTO閣僚会議以降、有志国による以下の交渉が行われてきた。

a 情報技術協定 (ITA : Information Technology Agreement) の品目拡大交渉

1997年から実施されているITA²に関し、その後の技術進歩により開発された製品など³をITAの対象とすべく、2012年から対象品目の拡大のための交渉が行われてきた。その結果、2015年7月に対象となる201品目が確定し、関税撤廃期間の交渉を経て、2015年12月にITA拡大交渉が妥結した (2016年12月末現在、拡大ITAには54の有志国・地域⁴が参加)。この対象品目拡大により、情報技術製品の貿易拡大や情報技術を通じた各国経済の成長・生産性向上の促進が期待される。

b サービスの貿易に関する新たな協定 (TiSA : Trade in Services Agreement) 交渉

サービス貿易の一層の自由化に向け、2013年夏以降、米国、EU (28か国)、オーストラリアなどを含む50の有志国・地域⁵ (2016年12月末現在) によるTiSA交渉が本格的に行われている。この交渉に参加する国・地域の間では、交渉対象から特定分野をあらかじめ除外しないこと、時代に即した形でルールを強化してサービスの貿易に関する一般協定 (GATS) の内容を進化させることなどで一致しており、日本も交渉に積極的に参加している。

c 環境物品に関する協定 (EGA : Environmental Goods Agreement) 交渉

2014年7月に交渉が開始されたEGAは、2012年にAPECで合意された環境物品リストや2013年のAPEC首脳宣言におけるコミットメント (約束) などを受け、環境関連物品の関税撤廃を目指すものであり、これまで46の有志国・地域⁶によって18回の交渉が行われていた。日本は、交渉立ち上げ時から積極的に参加

2 情報技術製品 (半導体、コンピューター、携帯電話、プリンター、FAX、デジタルカメラ (静止画用) 等) の関税を撤廃する複数国間の合意 (「情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言」)。1996年作成、1997年から実施。現在の参加国は日本、米国、EU (28か国)、中国、ロシア等82か国・地域 (EU各国を含む)。

3 デジタルAV機器 (ビデオカメラ、DVD、HD・BDプレーヤーなど)、デジタル複合機・印刷機、医療機器 (電子内視鏡等)、半導体製造装置等

4 日本、米国、EU、オーストラリア、カナダ、中国、韓国、香港、台湾、シンガポール、イスラエル、コロンビア、コスタリカ、マレーシア、タイ、フィリピン、ニュージーランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン、モーリシャス、モンテネグロ、グアテマラ、アイスランド、アルバニア及びマカオ (EU各国を含めると54か国・地域)

5 日本、米国、EU、オーストラリア、カナダ、韓国、香港、台湾、パキスタン、イスラエル、トルコ、メキシコ、チリ、コロンビア、ペルー、コスタリカ、パナマ、モーリシャス、ニュージーランド、ノルウェー、スイス、アイスランド及びリヒテンシュタイン (EU各国を含めると50か国・地域)

6 日本、米国、EU、オーストラリア、カナダ、韓国、中国、香港、台湾、シンガポール、コスタリカ、ニュージーランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン、イスラエル、トルコ及びアイスランド (EU28か国を含めると46か国地域)

しており、この交渉により環境物品の貿易拡大、持続可能な開発が達成されることが期待される。2016年9月のG20杭州サミット（於：中国）では、残された懸隔を埋め、幅広い環境物品に対する関税撤廃を追求する未来志向のEGAを2016年中にまとめるため努力することが確認され、交渉を加速させていたが、12月3日及び4日に行われたEGA閣僚会合では、交渉参加メンバー間で立場の相違が埋まらず、交渉妥結には至らなかった。日本としては、早期妥結に向けて引き続き取り組んでいくことが重要である。

d 国際経済紛争への対応

WTO紛争解決制度⁷は、加盟国間のWTO協定上の貿易紛争を紛争解決手続に従い解決するための準司法的制度である。同制度は、WTO体制に安定性と予見可能性を与える柱として有効に機能しており、1995年のWTO発足以来2016年末までの紛争案件数（協議要請が行われた件数）は518件に上る。近年は紛争案件数の増加や案件の複雑化により紛争解決制度への負担が増大しており、その対応が大きな課題となっている。日本が当事国である最近の案件には以下のものがある。

- 中国による日本産高性能ステンレス継目無鋼管に対するアンチ・ダンピング措置⁸：WTOの紛争解決機関によってアンチ・ダンピング税を協定整合的とするよう勧告を受けた中国は、2016年8月、アンチ・ダンピング税を撤廃した。
- 韓国による日本産水産物等の輸入規制措置⁹：2015年9月パネル設置。現在、パネル手続が進行している。

- ブラジルの税制恩典措置¹⁰：2015年9月パネル設置。現在、パネル手続が進行している。
- 韓国による日本産空気圧伝送用バルブに対するアンチ・ダンピング措置：2016年7月、パネル設置。現在、パネル手続が進行している。
- インドによる鉄鋼製品に対するセーフガード措置等¹¹：2016年12月、WTO紛争解決手続に基づく二国間協議要請を実施した。
日本はまた、DSU¹²改正交渉などにおいて、手続の明確化など、紛争解決制度の更なる改善に向け積極的に貢献してきている。

(エ) 保護主義抑止・是正の取組

2008年以降、リーマン・ショック、欧州債務危機等を受け、世界中で保護主義措置を導入する国が増加している。G7、G20、APECなどでは首脳レベルで保護主義抑止に取り組むことで一致し、政治的コミットメントを行っている。WTOでは、貿易政策検討制度や紛争解決手続を通じた保護主義措置の是正に取り組んでいる。日本は、保護主義抑止・是正に引き続き積極的に取り組んでいく考えである。

4 経済協力開発機構（OECD）

(ア) 特徴

OECDは、政治・軍事を除く経済・社会の極めて広範な分野（マクロ経済、農業、産業、環境、科学技術など）を扱う「世界最大のシンクタンク」として政策提言を行っているほか、各種委員会・作業部会で行われる加盟国間の議論を通じて、国際的な規範を形成している。日本は、東京オリンピックが開催された1964年

7 紛争解決制度の下での協議を通じて紛争が解決されない場合、問題をパネルに付託し、問題とされる措置と協定との整合性等についてパネルで争うことができる。パネルによる法的判断に不服のある当事国は、最終審に相当する上級委員会に対して上訴を行い、同判断を争うことができる。1995年のWTO発足時から2016年末までの紛争案件数（協議要請が行われた件数）518件のうち、日本が当事国（申立国又は被申立国）として関わった案件は38件。なお、上級委員会は7人の委員で構成されており、委員の任期は4年（一度再任が可能）。日本は1995年のWTO発足以降3人の委員を輩出している。

8 2013年5月、パネル設置を要請。石炭火力発電所のボイラーなどに使用される高付加価値特殊鋼管に対するアンチ・ダンピング（輸出価格が正常価格より低い場合にこれを不当な廉売としてその差額に関税を課す措置）に関する案件

9 韓国が、2011年3月の東京電力（株）福島第一原子力発電所における事故後導入し、2013年9月に強化した日本産水産物等の輸入規制に関する案件

10 自動車・情報通信分野における国産品を優遇する税制恩典措置、及び輸出企業に対する税制恩典措置に関する案件

11 インド政府は、2015年9月、熟延コイルに対し、暫定セーフガード措置を導入し、翌2016年から確定セーフガードに移行させた。またインド政府は、2016年2月から亜鉛メッキ、鉄棒等に最低輸入価額を導入し、同製品の輸入を禁止又は制限した。

12 紛争解決に係る規則及び手続に関する了解（Understanding on Rules and Procedures Governing the Settlement of Disputes）

に非欧米諸国として初めてOECDに加盟して以降、各種委員会・作業部会での議論や、財政・人的な貢献を通じて、これらに積極的に関わってきている。

(イ) アジアとの関係強化

OECDは、世界経済の成長センターとしての東南アジアの重要性の高まりを受け、同地域との関係強化を重視している。4月には、グリアOECD事務総長の訪日に合わせて、東南アジア諸国から議員が訪日し、日本が共同議長を務める東南アジア地域プログラムを通じ、OECD加盟国と東南アジア諸国の政策対話を進めている。また、OECD議員連盟との間で意見交換を実施したほか、OECDにおける議員交流の枠組みであるグローバル議員ネットワーク会合を東京で開催した。また、6月にベトナムで開催された東南アジア地域フォーラムにおいては、G7伊勢志摩サミットやOECD閣僚理事会における議論を東南アジア諸国の出席者に紹介するとともに、OECDと東南アジアとの橋渡し役として両者の協力を全面的に支援していく日本の立場を改めて確認した。

(ウ) 2016年閣僚理事会

6月、「包摂的な成長に向けた生産性の向上」をテーマとし、議長国チリの下、閣僚理事会が開催された。日本は、フィンランド及びハンガリーと共に副議長国として、G7伊勢志摩サミット議長国としてのリーダーシップを最大限発揮しつつ、OECDにおける議論に貢献した。同閣僚理事会で採択された「閣僚声明」では、アベノミクスのキーワードでもある「成長と機会及び所得増加の好循環」の必要性について確認された。また、加盟国間で将来の新規加盟に係る「戦略的熟考」を行い、2017年の閣僚理事会にその成果を報告することで一致したほか、東アジア・アセアン経済研究センター(ERIA)との協力の強化も含め、更なる取組の進展が歓迎された。

(エ) 各分野での取組

2016年パナマ文書で国際的な注目を浴びた多国籍企業等による過度な節税対策については、既に2012年6月にOECD租税委員会¹³において、「税源浸食と利益移転(BEPS)プロジェクト」が立ち上げられ、対応策が議論されてきた。同プロジェクトでは、G20財相の要請を受けて15項目の「BEPS行動計画」に沿って議論が進められ、最終報告書は2015年10月に公表、同年11月のG20アンタルヤサミット(於：トルコ)にも報告された。現在は、BEPS合意事項の実施段階(「BEPS実施フェーズ」)であり、プロジェクトにおける合意事項を着実に、一貫して実施するため、2016年6月末に京都において「BEPS包摂的枠組み」が立ち上げられた。「BEPS包摂的枠組み」の参加国は94か国・地域(2017年1月5日時点)にまで拡大している。また、租税条約に関するBEPS対抗措置を実施するための多数国間条約の交渉が行われ、2016年末に署名開放された。日本は、OECDやG20などの国際場裏において議論に積極的に関与し、租税に関する国際的な取組を主導している。

(オ) 財政的・人的貢献

日本は、OECDのI部予算(義務的拠出金)の10.79%(2016年、米国に次ぎ全加盟国中第2位)を負担しており、OECD事務局のナンバー2のポストである事務次長も歴代輩出している。また、日本はOECD開発センターにおいて最大拠出国(2016年、ドイツと同額)であるほか、7月から、開発センター次長を輩出している。日本は、このような財政的・人的貢献を通じてOECDを支えている。

(3) 国際会議における取組(G7・G20サミット、APEC等)

ア G7・G20サミット

日本が自らの取組を国際社会にアピールし、日本にとって望ましい国際的経済秩序を形成し

¹³ BEPSプロジェクト開始時の議長：浅川雅嗣財務省財務官(在任：2011年6月から2016年12月)

ていく場として、G7・G20サミットは引き続き重要な役割を果たしている。

5月26日及び27日に日本がG7議長国として開催したG7伊勢志摩サミットにおいては、世界経済の下方リスク、国際秩序に対する一方的な行動による挑戦という喫緊の課題に対し、自由、民主主義、人権、法の支配といった基本的価値に立脚したG7として、連携して国際社会を主導していくことで一致し、G7伊勢志摩首脳宣言を採択した。

世界経済については、現下の世界経済の状況について議論を行い、新たな危機に陥ることを回避するため、現在の経済状況に対応するための努力を強化することで一致した。また、G7として、金融・財政政策及び構造改革の3本の矢のアプローチの重要な役割を再確認しつつ、①経済政策による対応を協力して強化すること、②世界的な需要を強化し、供給上の制約に対処するため、金融・財政政策及び構造改革の3つの政策手段を総動員すること、特に、機動的な財政戦略の実施と構造政策を果敢に進めることについて協力して取組を強化することの重要性に合意した。また、日本の議長下における優先議題として、「質の高いインフラ投資」、「保健」及び「女性」を掲げ、これらの分野においてG7として国際社会を主導し、具体的な行動を取っていくことで一致した。

政治・外交分野については、8年ぶりにアジアで開催されるサミットであることを踏まえ、海洋安全保障や北朝鮮問題といったアジアの議題につき重点的に議論を行い、海洋安全保障について「法の支配の三原則」の重要性を再確認したほか、拉致問題・核・ミサイルといった北朝鮮をめぐる諸懸案の包括的解決に向けた緊密な連携を確認した。また、テロ・暴力的過激主義、難民問題など国際社会が直面する課題に関し議論を行い、国際的取組を主導していく必要性につき一致した。

日本としては、洞爺湖サミット以来8年ぶりに日本で開催されるサミットであり、サミットの最大のテーマである世界経済はもとより、日

本の優先議題である「質の高いインフラ投資」、「保健」、「女性」といったテーマや海洋安全保障などで議論を主導し、具体的な成果に結実させ、国際場裏における存在感を印象付けることができた。

11月のG20杭州サミット（於：中国）では、世界経済が様々な下方リスクに直面している中、Innovative（創造的）、Invigorated（活力のある）、Interconnected（連結された）、Inclusive（包摂的）な世界経済を構築すべく、G20がいかに政策協調を強化するかについて首脳間で意見交換を行い、首脳声明が採択された。

G20として、金融・財政政策及び構造改革の全ての政策手段を個別にまた総合的に用いることへの決意を表明し、最新のマクロ経済政策・構造政策が盛り込まれた「杭州アクションプラン」、構造改革と共にイノベーション・新産業革命・デジタル経済等を扱った「革新的成長のためのブループリント」を策定した。また、BEPS（税源浸食・利益移転）プロジェクトを始め国際課税や腐敗対策などにおける協力に加え、保護主義への反対を再確認し、貿易・投資の自由化に向けて取り組むことで一致したほか、環境物品協定（EGA）交渉の年内完了や鉄鋼等の過剰生産能力問題に対する一層の取組についても合意した。

G20杭州サミットでは、G7伊勢志摩サミットに続き、世界経済が最大のテーマとなったが、日本はG7議長国として、G7伊勢志摩サミットにおける議論をベースに、様々なリスクに直面する世界経済に対して、国際協調を強化していく重要性を強調し、金融・財政政策及び構造改革の全ての政策対応を行っていく必要性を訴え、G20としてもこの点で一致した。中国を始めとする新興国も含め、過剰生産能力などの構造的な問題にもしっかりと取り組んでいくことが合意された。

2016年ペルーAPEC首脳会議の成果

		首脳宣言のポイント
地域経済統合の推進	世界経済	●金融、財政政策及び構造改革といった全ての政策手段を用いることに引き続きコミット
	自由貿易の推進	●あらゆる形態の保護主義に対抗するとのコミットメントを再確認 ●開かれた市場の恩恵をより良く説明するため、社会のあらゆるセクターに働きかける必要性を認識
	包摂的な成長	●APEC地域における均衡ある、包摂的で、持続可能な、革新的で、安全な成長に向けた野心を再確認
	アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP)	●FTAAPの実現に関連する課題に係る共同の戦略的研究による提言「FTAAPに関するリマ宣言」を承認 ●FTAAPは、包括的で質が高く、次世代貿易投資課題を組み込むべきこと、TPPやRCEPを含めた地域的取組を基礎とするとのコミットメントを再確認
	サービス	●「APECサービス競争力ロードマップ（2016年-2025年）」を承認。2025年までに、サービス市場へのアクセス環境を確保し、APECのサービス貿易を拡大するなどの目標を設定
	デジタル貿易	●デジタル貿易分野での経済成長の潜在力を探る各エコノミーのイニシアティブを歓迎。APEC越境プライバシールールシステム（CBPR）の実施の重要性を確認
	質の高いインフラ	●持続的な経済成長にとっての質の高いインフラの重要性を再確認
地域フードマーケットの促進	食料安全保障	●持続可能な農業促進、食料市場の強化、食料生産者の食料バリューチェーンへの統合等を通じ、食料安全保障の課題に貢献可能 ●各エコノミーにおいて食料安全保障と気候変動の関係に対処する政策の実施についての協力強化にコミット
零細・中小企業の近代化	グローバル・バリュー・チェーン (GVCs)	●零細・中小企業が質の高い成長と繁栄の実現にとって不可欠な要素であることを認識 ●GVCsにおける途上エコノミー及び零細・中小企業の更なる参加等を可能にする努力を奨励
人材開発促進	教育	●アジア太平洋地域における教育向上のために協働することを奨励
	女性	●女性の起業家精神の支援、女性主導の零細・中小企業の成長、女性のデジタル・リテラシー強化、女性のキャリア開発促進、女性のSTEM（科学、技術、工学、数学）教育及び職業アクセスの強化等に対する努力を歓迎
	保健	●ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成に向け、強靱かつ持続可能な保健システム促進の重要性を強調
今後に向けて	テロ	●あらゆる形態のテロ行為を強く非難
	腐敗対策	●腐敗行為防止の行動を奨励

1 アジア太平洋経済協力 (APEC: Asia-Pacific Economic Cooperation)

APECは、各エコノミー¹⁴の自発的な意思によって、アジア太平洋の持続可能な発展を目指し、地域経済統合と域内協力の推進を図る枠組みである。アジア太平洋地域の21か国・地域から構成されており、これらは世界の人口の約4割、貿易量の約5割及びGDPの約6割を占める「世界の成長センター」である。総貿易の約3分の2が域内貿易であるなどEU並みの密接な域内経済を構成しており、APEC地域の経

済面における協力と信頼関係を強化していくことは、日本の更なる発展を目指す上で極めて重要である。また、APEC首脳・閣僚会議は、経済問題を中心に、国際社会の主要な関心事項について首脳・閣僚間で率直な意見交換を行う有意義な場となっている。

ペルーが議長を務めた2016年ペルーAPECは、「質の高い成長と人間開発」という全体テーマの下、①地域経済統合の推進、②地域フードマーケットの促進、③零細・中小企業の近代化及び④人材開発促進という4つの優先課

14 中国香港、チャイニーズ・タイペイを含めたAPEC参加単位



2016年ペルーAPEC首脳会議（11月20日、ペルー・リマ（代表撮影）
写真提供：内閣広報室）

題が設定された。11月に開催されたペルーAPEC首脳会議では、上記の全体テーマ及び優先課題に基づいた活発な議論が行われ、会議の成果として、APEC首脳宣言のほか、附属書として「アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）に関するリマ宣言」及び「APECサービス競争力ロードマップ（2016年-2025年）」が採択された。

安倍総理大臣は、世界経済の見通しに対する下方リスクの高まりに対し、各首脳が金融、財政、構造改革等の政策を総動員しこれらに対処すべきであることを表明した。また、自由貿易こそが世界経済の成長の源泉であり、格差拡大等への懸念に由来する保護主義に対し、日本は「包摂的な成長」をもたらす経済政策を進めて自由貿易を推進していく考えを示すとともに、TPP協定は自由で公正な経済圏を作り出し、「包摂的な成長」の基礎となるものであること、そしてアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）も包括的で質の高い協定を目指すことで「包摂的な成長」の基礎となることを表明した。また、包摂的な経済の実現が、自由貿易に対する国民の持続的な支持を培うとして、日本が取り組む「一億総活躍社会」実現への取組を紹介し、これが「成長と分配の好循環」による成長戦略であると、その意義を強調した。さらに、サービス分野、デジタル貿易といった新たなビジネスに対応した、自由で公正なビジネス環境を整備する必要性を述べた。

2017年はベトナムがAPEC議長を務めるこ

ととなっている。

(4) 知的財産の保護

知的財産保護の強化は、技術革新の促進、ひいては経済の発展にとって極めて重要である。日本は、APEC、WTO（TRIPS理事会）、世界知的所有権機関（WIPO）等における多国間の議論に積極的に参画している。3月、日本は「特許法条約（PLT）」及び「商標法に関するシンガポール条約（STLT）」の加入書をWIPOに寄託し、6月には国内においてもこれら条約の効力が発生することとなった。また、EPAにおいても、可能な限り知的財産権に関する規定を設けることとしており、偽造品の取引の防止に関する協定（ACTA）やTPP協定等の高いレベルの国際協定の規定を規律強化の基礎として有効に活用しつつ、国際的に調和した知財制度の整備と実効的な法執行の確保に努めている。さらに、知的財産保護の強化や模倣品・海賊版対策における開発途上国の政府職員などの能力向上のため、国際協力機構（JICA）を通じて専門家派遣などを行っている。

また、外務省は、海外における知的財産の保護強化、模倣品・海賊版対策などに関する施策を実施している。例えば、海外において模倣品・海賊版被害を受けている日本企業を迅速かつ効果的に支援することを目的として、ほぼ全ての在外公館で知的財産担当官を任命し、日本企業への助言や相手国政府への照会、働きかけなどを行っている。

2 官民連携の推進における日本企業の海外展開支援

(1) 外務本省・在外公館が一体となった日本企業の海外展開の推進

外国に拠点を構える日系企業数は近年増加し、2015年10月現在7万1,129拠点を数えた¹⁵。また、製造業の海外生産比率は近年増加し、2014年度で24.3%と過去最高水準にあ

15 外務省「海外在留邦人数調査統計」



日本食・日本酒・食文化の魅力発信レセプション（在イタリア日本国大使館）

る¹⁶。これは、日本経済の発展を支える日本企業の多くが、海外市場の開拓を目指し、海外展開にこれまで以上に積極的に取り組んできたこともその背景にある。アジアを中心とする海外の経済成長の勢いを日本経済に取り込む観点からも、政府による日本企業支援の重要性は高まっている。

このような状況にかんがみ、外務省では、外務大臣を本部長とする「日本企業支援推進本部」¹⁷の下、本省・在外公館が一体となり、日本企業の海外展開推進に積極的に取り組んでいる。2015年9月に経済局内に設置された「官民連携推進室」は、企業支援のための情報収集や指針策定、企業等からの照会への対応、広報業務など、日本企業の海外展開に向けた官民連携業務を総括し、全省を挙げた取組を推進している。

在外公館では、大使や総領事が先頭に立ち、日本企業支援担当官を始めとする館員一同が「世界一開かれた、相談しやすい公館」をモットーに、各地の事情に応じたきめ細やかな具体的な支援を目指し、日本企業への各種情報提供や外国政府への働きかけを行っている。また、在外公館が開催する天皇誕生日レセプション、各種イベント・展示会などで、日本企業の製品・技術・サービスや農林水産物などの「ジャパンブランド」をPRすることも、日本企業支援の重要な取組の1つである。外務省は、日本企業の商品展示会や地方自治体の物産展、試食会等

のPRの場として、さらに、ビジネス展開のためのセミナーや現地企業・関係機関との交流会の会場として、大使館や大使公邸等を積極的に提供している。

(2) インフラシステムの海外展開の推進

新興国を中心としたインフラ需要を取り込み、日本企業のインフラ輸出を促進するため、2013年、内閣官房長官を議長とし、関係閣僚を構成員とする「経協インフラ戦略会議」が設置された。それ以来、特定の国・地域、鉄道や情報通信等の個別の分野を取り上げているほか、リスクマネーの供給拡大、円借款の迅速化や海外投融資の対象拡大、戦略的広報の実施といった質的・量的な支援策の拡充に向けた「インフラシステム輸出戦略」の策定及びフォローアップ等について議論し、2016年末までに計28回の会合を開催した。

また、安倍総理大臣や岸田外務大臣を始めとするトップセールスの推進、円借款や海外投融資をより戦略的に活用するための制度改善、各国大使館・総領事館を通じた企業支援など、インフラシステムの海外展開推進の体制整備・強化が進められている。外務省は、インフラプロジェクトに関する情報の収集・集約などを行う「インフラプロジェクト専門官」を重点国の在外公館に指名している（2016年12月末現在、69か国88在外公館173人）。

このような取組の具体的な成果として、火星探査機の打ち上げ（アラブ首長国連邦）、火力発電所（インドネシア、ウズベキスタン等）、都市鉄道（タイ）などを日本企業や日本企業を含むグループが受注した。

(3) 日本の農林水産物・食品の輸出促進

日本政府は、「2019年に農林水産物・食品の輸出額を1兆円にする」という目標（「未来への投資を実現する経済対策」）を掲げている。外務省としても、関係省庁・機関、日本企業、地方自治体等と連携しつつ、世界各国の在外公

16 経済産業省「第45回海外事業活動基本調査」

17 2013年12月設置。2015年5月、向外務副大臣を本部長代行、全外務大臣政務官を本部長代理として体制を強化

コラム 質の高いインフラ投資

インフラ投資の世界的な需給ギャップと持続可能な成長の実現は、世界が直面している大きな開発課題となっています。これに対処するためには、インフラの質・量双方を追求していく必要があります。「質の高いインフラ投資」の推進が必要であるとの問題意識が世界中で広まっています。「質の高いインフラ投資」とは、相手国の発展段階やその他事情を十分勘案の上、インフラ単体のコストのみならず、維持管理等のライフサイクルコストや安全性・強靱性^{きょうじんせい}、環境・社会面への配慮、現地の雇用創出や人材育成、官民連携（PPP）等を通じた効果的な官民の資金の活用等を考慮した投資です。2016年5月、日本が議長国を務めたG7伊勢志摩サミットにおいて、質の高いインフラ投資の基本的要素を盛り込んだ、『質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則』にG7として合意しました。

日本は、質の高いインフラ投資を推進すべく、2015年5月に、安倍総理大臣から「質の高いインフラパートナーシップ」を発表し、アジア開発銀行（ADB）と連携し、今後5年間で、約1,100億米ドルの質の高いインフラ投資をアジア地域に提供するとともに、有償資金協力の制度改善を通じて、アジア地域のインフラ需要に対して一層魅力あるファイナンスを提供すべく取り組んでいくこととしました。2016年5月23日には、安倍総理大臣から、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を発表し、アジアのみではなく世界全体のインフラ需要に対し、官民合わせて約2,000億米ドルの資金等を供給することとしました。さらに、制度改善を一層進めるとともに、支援を実施する国際協力機構（JICA）等政府機関の体制強化を進めることも併せて発表しました。

こうした資金供給に向けた取組や各種制度改善を実施するとともに、日本は、質の高いインフラに関する具体的なプロジェクトも進めています。例えば、インドでは、ムンバイ・アーメダバード間の約500キロを結ぶ高速鉄道プロジェクトを、日印協力の下で進めています。このプロジェクトでは、日本の新幹線システムの導入が決定されており、高速鉄道の運用や保守、運営に係る人材育成や技術移転を行うことで、日本の高い技術力を生かした高速鉄道の整備を目指しています。また、今後事業に対する時宜に応じた資金の供給を行うことで、資金面でもプロジェクトの実現を後押ししていく考えです。このプロジェクトの実施により、インドにおけるヒト・モノの行き来が活発化し、インド経済の活性化につながるとともに、日本の高い安全性と技術をインドに移転することができ、正に質の高いインフラ投資の好例といえます。日本は、今後、アジアを含む世界の国々や国際機関と連携し、こうした質の高いインフラ投資を各国において推進していく考えです。



モディ・インド首相と新幹線や新幹線の工場を視察する安倍総理大臣（11月12日、東京駅及び兵庫県神戸市の鉄道車両製造専門工場
写真提供：内閣広報室）

館を活用し、天皇誕生日祝賀レセプションを始めとする大使・総領事公邸での行事等において日本製品の魅力を積極的に発信するとともに、農林水産物・食品の輸出に取り組む事業者からの相談に対応してきた。特に、54か国・地域の58か所の在外公館等には、日本企業支援担当官（食産業担当）を設置し、農林水産物・食品の輸出促進等に向けた取組を強化している。

また、東日本大震災・東京電力福島第一原発事故から6年が経過したが、依然として多くの国・地域において、日本の農水産物や食品等に対する輸入規制が維持されている。外務省は、関係省庁と連携しながら、被災地の主要産品である農産物や水産物の風評被害を払拭するため、各国政府等に対し正確な情報を迅速に提供するとともに、WTOの枠組みも活用しつつ、科学的根拠に基づき輸入規制を可及的速やかに緩和・撤廃するよう働きかけを行っている。

こうした取組の結果、2016年にはインド（2月）、クウェート（5月）、ネパール（8月）、イラン（12月）、モーリシャス（12月）が輸入規制を撤廃するなど、これまで計21か国（カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、オーストラリア、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン及びモーリシャス）が規制を撤廃した。また、2016年には、米国、EU加盟28か国、スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン、エジプト、ブルネイ、フランス領ポリネシア、イスラエル、カタール、ニューカレドニア及びアラブ首長国連邦（UAE）が規制を緩和するなど、規制の対象地域・品目は縮小されつつある（2016年12月末時点）。

外務省は、引き続き、首脳・閣僚レベルによる申入れを始めとして、関係省庁と連携しながら、輸入規制を維持している国・地域に対し、可及的速やかな緩和・撤廃に向けた働きかけを二国間及びWTOを始めとするあらゆるルートを通じて粘り強く行っていく。

(4) 英国のEU離脱 ～日本からの「メッセージ」～

6月23日の欧州連合（EU）からの離脱を支持する英国民投票の結果を受け、7月、英国のEU離脱に伴う日本企業の活動及び実体経済への影響に対応するため、日本は萩生田内閣官房副長官を議長とする「英国のEU離脱に関する政府タスクフォース¹⁸」を立ち上げた。

英国及びEUに進出する日本企業は、規模・業種及びその進出経緯も多岐にわたり、欧州全体で6,000以上の拠点を擁すると言われている。EUには、自由な経済活動が確保されていることを前提に多くの日本企業が進出し、特に英国は、幅広い業種で活動の拠点となっているため、「単一市場¹⁹」や「単一パスポート²⁰」といったEUの制度への英国の参加の維持を求める声は大きい。

こうした企業の声が英・EU間の離脱交渉で適切に反映されるよう、9月、英国のEU離脱に関する政府タスクフォースの第3回会合において「英国及びEUへの日本からのメッセージ²¹」を採択し、G20杭州サミット（於：中国）の際の日英首脳立ち話（9月5日）及び国連総会の際の日英首脳会談（9月20日）も含め、英国及びEUに対し速やかに伝達した。また、在英国日本国大使館において、同メッセージも踏まえつつ英国政府との対話を継続するとともに、英国政府高官の参加も得ながら日系企業向け説明会を累次開催する等、関係在外公館において

18 2016年7月、萩生田内閣官房副長官を議長とする「英国のEU離脱に関する政府タスクフォース」を設置。英国のEU離脱に関し、関係省庁（内閣府、金融庁、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び個人情報保護委員会事務局）を通じて、欧州駐在日系企業を中心に経済界の懸念や要望を集約。これまで計4回の会合（2016年7月27日に第1回会合、8月18日に第2回会合、9月2日に第3回会合、2017年1月19日に第4回会合）を開催

19 EU加盟国間において、人、モノ、サービス及び資本がそれぞれの国内と同様に、国境や障壁に妨げられることなく、自由に移動できる制度

20 1つのEU加盟国で免許を取得すれば、他の加盟国で新たに免許を取得しなくても自由に支店を設立・開業し、金融サービスを提供できる制度

21 英国及びEUへの日本からのメッセージの骨子は以下のとおり。①英・EUと国際の平和、安定、繁栄のため引き続き緊密な協力・連携を期待。②開かれた欧州、自由貿易体制の維持。日EU・EPAの年内大筋合意実現を期待。③円滑・透明なプロセスを通じた離脱交渉による予見可能性の確保を希望。④日本企業の要望に最大限耳を傾け、きめ細やかな対応を要望。⑤離脱プロセスが世界経済の大きな混乱を与えないよう英国及びEUと協力したい。

EU 離脱に関する最新状況に関する情報収集や日系企業に対する情報提供を行ってきている。

3 資源外交と対日直接投資の促進

(1) エネルギー・鉱物資源の安定的かつ安価な供給の確保

ア エネルギー・鉱物資源をめぐる内外の動向 (ア) 世界の情勢

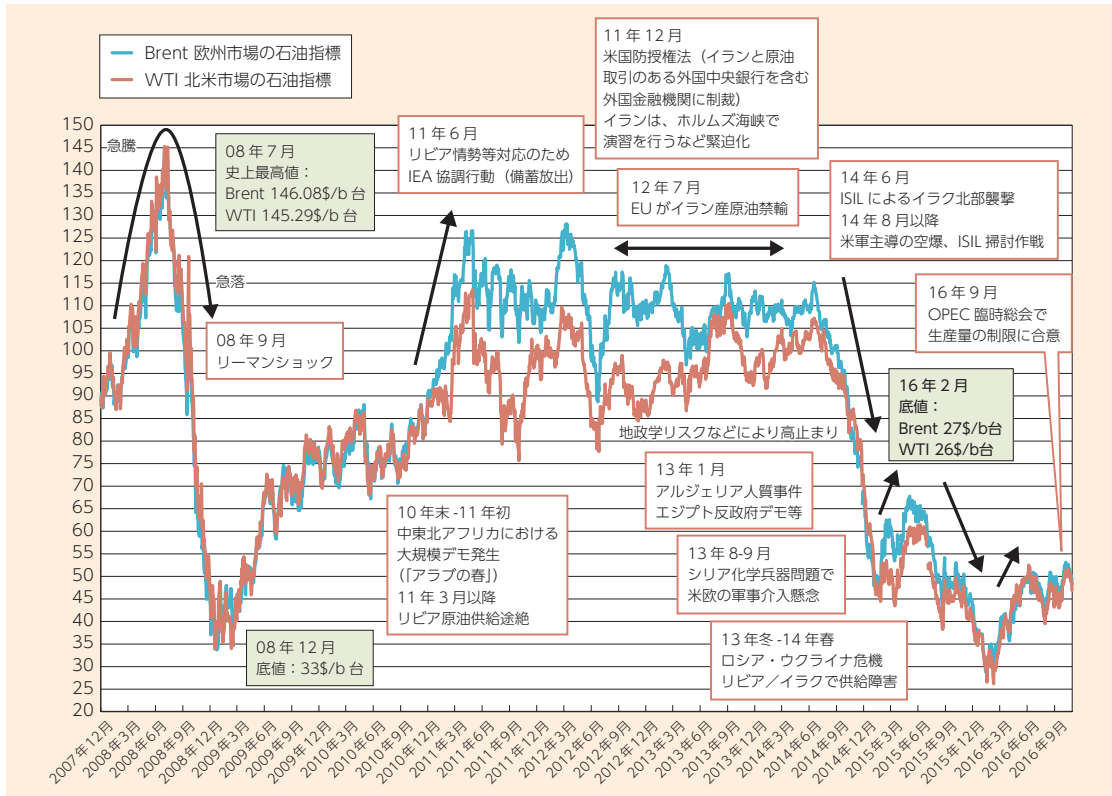
2010年末以降、原油価格は新興国を中心とするエネルギー需要の増加と獲得競争の激化、資源ナショナリズムの台頭、中東情勢の流動化などによって高い水準で推移していた。しかし、原油価格は2014年後半に入ると、中国等の景気低迷による需要減速、米国産シェールオイルなど非OPEC諸国の生産の堅調な伸びによる需給緩和を主要因として下落し、2016年には一時30米ドル/バレルを割るなど低い水準にとどまった。こうした長引く低油価への懸

念を受け、11月のOPEC総会で加盟国、非加盟国が共に原油の減産に合意、一時は50米ドル/バレルを上回る局面が見られるなど中長期的には油価上昇の兆しが見られている。油価下落は、短期的にはエネルギー消費国に恩恵をもたらす一方、産油国の財政悪化やエネルギー関連プロジェクトへの投資縮小にもつながることから、将来のエネルギー安全保障に与える影響を引き続き注視していくことが重要である。

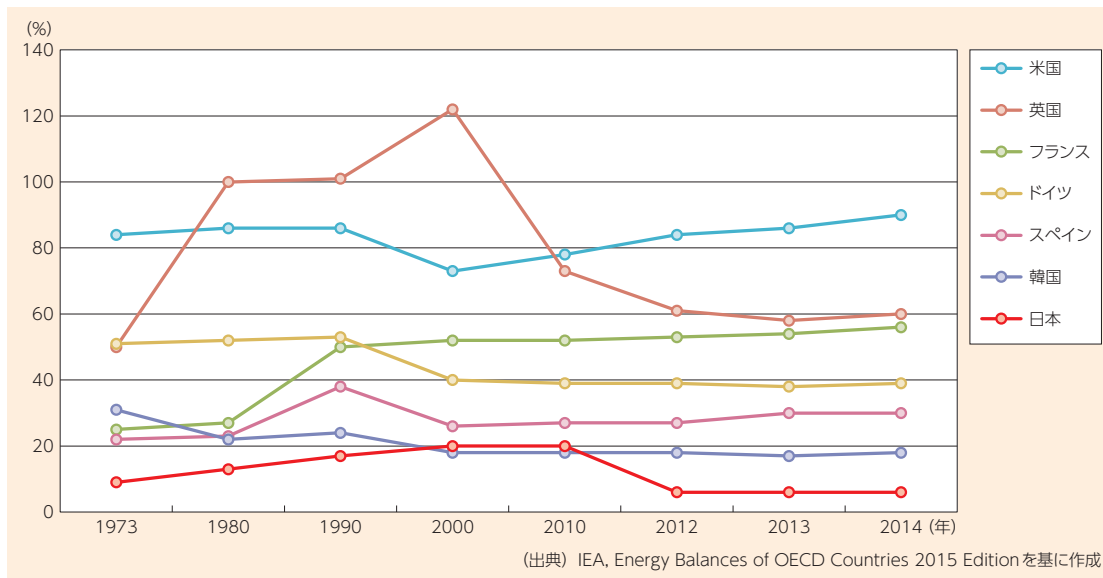
(イ) 日本の状況

東日本大震災以降、日本は電源としての化石燃料依存度が、震災前の約6割から約9割に上昇した。燃料調達費が貿易収支を圧迫し、エネルギーの安定的かつ安価な供給の確保が重視されたことを背景に「エネルギー基本計画」が2014年に閣議決定された。同計画を踏まえて、2015年7月には、日本のエネルギー利用の展望を示す「長期エネルギー需給見通し」(エネ

原油価格動向



主要各国におけるエネルギー自給率



ルギー政策における安全性、安定供給、経済効率性及び環境適合の観点で達成すべき政策目標を想定し、政策の基本的な方向性に基づいて施策を講じたときに実現される将来のエネルギー需給構造の見通し)が決定された。また、2016年4月には電力の小売り全面自由化がスタートした。

1 エネルギー・鉱物資源の安定的かつ安価な供給の確保に向けた外交的取組

エネルギー・鉱物資源の安定的かつ安価な供給の確保は、活力ある日本の経済、人々の暮らしの基盤であり、日本は、以下を中心とする外交的取組を強化している。

(ア) G7サミット

2016年、日本はG7議長国として、エネルギー安全保障確保のための議論を主導した。5月には福岡県北九州市でG7エネルギー大臣会合を開催、成果文書として「グローバル成長を支えるエネルギー安全保障のための北九州イニシアティブ」を取りまとめた。この成果はG7伊勢志摩サミットに引き継がれ、G7伊勢志摩首脳宣言においては、日本が重視する質の高いエネルギー・インフラ及び上流開発への安定的

かつ継続的な投資の重要性と、透明性と柔軟性がある天然ガス市場強化に向けた取組を継続することが明記された。また、首脳宣言の関連文書として、「コネックス持続可能な開発に向けた基本指針」が承認された。コネックス・イニシアティブは、持続可能な開発目標 (SDGs) の実現を目指し、G7各国による人材育成や法整備を通じた協力を通じて開発途上国が適切に裨益^{ひえき}するような資源開発を促す枠組みであり、日本は同枠組みに積極的に関与している。

(イ) 資源国との包括的かつ互恵的な協力関係の強化

エネルギー・鉱物資源の安定供給確保のため、日本は、資源国との間で、首脳・閣僚レベルでの働きかけや資源分野における技術協力・人材育成などのODAを活用した協力など、包括的かつ互恵的な関係の強化に取り組んでいる。特に安倍政権発足以来、安倍総理大臣、岸田外務大臣及び世耕弘成経済産業大臣による北米、中東・アフリカ、中南米、アジア太平洋などの主要な資源国への訪問や首脳らとの会談の機会を捉えて積極的な資源エネルギー外交を展開してきた。2016年には、安倍総理大臣はロシア、モンゴルなどを訪問したほか、中東諸国

(イラン、カタール、クウェート、サウジアラビアなど)、カザフスタン、ブラジルなどの首脳と会談を実施し、二国間関係の強化に努めた。

(ウ) 輸送経路の安全確保

日本が原油の約8割を輸入している中東から日本までのシーレーンやソマリア沖・アデン湾などの国際的に重要なシーレーンにおいて、海賊の脅威が存在する。これを受けて、日本は、沿岸各国に対し、海上法執行能力向上支援、関係国間での情報共有などの協力、航行施設の整備支援を行っている。また、ソマリア沖・アデン湾に自衛隊及び海上保安官を派遣して世界の船舶の護衛活動等を実施している（詳細は3-1-3 (4) 海洋参照）。

(エ) 在外公館等における資源関連の情報収集・分析

エネルギー・鉱物資源の獲得や安定供給の確保に重点的に取り組むため、在外公館の体制強化を目的とし、現在、合計50か国55公館に「エネルギー・鉱物資源専門官」が配置されている（2016年12月末現在）。また、エネルギー・鉱物資源の安定供給確保の点で重要な国を所轄する一部在外公館の職員を招集して、「エネルギー・鉱物資源に関する在外公館戦略会議」を開催している。この会議では、資源確保における現在の取組の状況や今後の方向性について活発な議論を行っている。

(オ) 国際的なフォーラムやルールを活用

エネルギーの安定供給に向けた国際的な連携・協力のため、日本は、国際エネルギー機関（IEA）の諸活動に積極的に参加し、世界のエネルギー市場・資源産出国の動向や中長期的な需給見通しなどの迅速かつ正確な把握に加え、石油の供給途絶などの緊急時における対応能力の強化に努めている。また、2016年に日本は、東アジアで初となるエネルギー憲章会議を東京で開催した。エネルギーに関する貿易及び通過の自由化、投資の保護・促進を規定するエネ

ギー憲章条約（ECT）の最高意思決定機関である同会議において、日本は議長国として議論を主導し、エネルギー安全保障と気候変動など国際的課題との両立を図るクリーンエネルギーの促進、質の高いインフラなどへの投資環境の安定性と透明性の確保、ECTへの新規加入のためのアウトリーチ活動の強化などに言及した「エネルギー憲章に関する東京宣言」を発出した。さらに、液化天然ガス（LNG）に関しては、2016年11月にLNGの生産国・消費国双方の官民が集う国際会議「LNG産消会議2016」（経済産業省及びアジア太平洋エネルギー研究センター（APEREC）主催）を開催した。

④ 海洋（大陸棚・深海底）

陸域のエネルギー・鉱物資源に乏しい日本にとって、海洋の生物資源や周辺海域の大陸棚・深海底に埋蔵されている海底資源は、安定供給源の確保及び経済の健全な発展の観点から重要である。日本は、海洋における権益を確保するため、国連海洋法条約（UNCLOS）に基づき必要な取組を進めている。200海里を超える大陸棚の限界の設定については、日本は、2012年4月、大陸棚の延長を申請した7海域のうち4海域について大陸棚限界委員会（CLCS）から一定の延長を認める勧告を受け、2014年10月、同年7月に総合海洋政策本部が決定した「大陸棚の延長に向けた今後の取組方針」に従い、2海域における延長大陸棚を設定した。また、そのほかの2海域については関係国との調整を行っているところであり、勧告が行われず先送りとなった1海域については早期に勧告が行われるよう努力を継続している（3-1-6参照）。

深海底については、日本のコントラクター2社が、国際海底機構（ISA）との契約により、特定の探査鉱区における深海底鉱物資源の排他的探査権を取得し、マンガン団塊やコバルトリッチクラストの探査活動を行っている。

コラム 「エネルギー憲章に関する東京宣言」の採択 ～2016年、エネルギー分野の日本外交の成果～

2016年11月25日及び26日、岸田外務大臣を議長とし、エネルギー憲章会議を東京で開催しました。同会議は、エネルギー分野の投資の保護・自由化を規定する唯一の多国間枠組みであるエネルギー憲章条約の締約国、オブザーバー等が一堂に会し、今後の取組について議論を行う場で、東アジアで開催されるのは今回が初めてです。イランやジョージア、ウガンダ等のエネルギー担当相を含む閣僚級32人を始め、約80の国・国際機関の代表が集まり、エネルギー問題について活発な議論が交わされました。

日本を取り巻くエネルギー情勢について中長期的な課題として指摘されているのが、安定的かつ継続的なエネルギー関連投資の重要性です。需要面では、アジアを中心とする新興国において今後もエネルギー消費の増大が予想されますが、原油価格低迷の影響で、エネルギー関連投資は2年連続で減少しており、将来のエネルギー安定供給を脅かしかねません。一方、2016年11月のパリ協



閣僚級の参加者

定の発効を受けた気候変動問題への関心の高まりを受け、エネルギー関連投資がクリーンエネルギーやエネルギー効率の促進につながる事が期待されています。今回のエネルギー憲章会議では、こうした情勢を踏まえ、エネルギー安全保障確保のための投資の重要性を確認するとともに、気候変動への対処や持続可能な開発といったグローバル課題にも貢献するというエネルギー憲章プロセスの将来像を描くことができ、その議論は成果文書である「エネルギー憲章に関する東京宣言」としてまとめられました。



外務省飯倉公館で行われた署名式の様子

また今回のエネルギー憲章会議では新たに、イラン、イラク、グアテマラ、その他3つのアフリカ地域機関が国際エネルギー憲章（エネルギー憲章条約の近代化を支持する政治宣言）に署名し、エネルギー憲章会議のオブザーバー資格を得ました。署名式での挨拶で岸田外務大臣が「世界のエネルギー需給の安定と安全保障の強化にとって、エネルギー憲章条約の締約国拡大及び同憲章の普遍化が持つ可能性は大きい」と述べたように、今回の東京でのエネルギー憲章会議開催をきっかけ

として、今後ますます多くの国がエネルギー憲章条約に参加することが期待されます。

国内のエネルギー安定供給の確保はもちろん、世界のエネルギー安全保障の実現を通じて持続可能な開発目標の達成に貢献するという日本のエネルギー外交の姿勢を世界に明確に発信させた点で、今回のエネルギー憲章会議の成功と「エネルギー憲章に関する東京宣言」は、サミット・イヤー2016年のエネルギー分野における日本外交の集大成と言えます。力強い経済の成長基盤となるエネルギーの安定供給確保のため、日本のエネルギー・資源外交の取組は続きます。

□ グリーン成長及び低炭素社会構築への取組

日本は、再生可能エネルギー（太陽・風力・バイオマス・地熱・水力・海洋利用など）の利用や省エネ技術の推進を通じて、開発途上国を始め国際社会におけるグリーン成長の実現や低炭素社会の促進に向けた貢献（人材育成、国際的枠組みを通じた協力など）を行っている。再生可能エネルギーの普及や持続可能な利用の促進に向け、日本は、国際再生可能エネルギー機関（IRENA）に積極的に関与し、2015年1月には総会議長も務めた。また、2016年3月、安倍総理大臣は福島を再生可能エネルギー研究の拠点とすることを旨とする「福島新エネ社会構想²²」を表明、外務省でもこの構想に基づき、同年8月に在京の各国大使等を対象に「産総研福島再生可能エネルギー研究所」等の視察（福島スタディーツアー）を実施、再生可能エネルギーの普及・促進へ向けた日本の積極的な姿勢を対外的に発信した。

（2）食料安全保障の確保

直近の国連の報告によると、世界の人口は2050年までに約97億人に達すると見込まれ、人口増加をまかなうためには、2012年の国連食糧農業機関（FAO）の推定によると、2050年までに食料生産を2005年から2007年の水準から約60%増大させる必要がある。食料の多くを輸入に頼る日本にとって、こうした世界の食料安全保障は安定的な食料供給の確保に直結する課題であり、国内での生産増大と同時に世界の食料生産を促進し、安定的な農産物市場や貿易システムの形成に貢献することが求められる。

世界の食料安全保障における喫緊の課題である飢餓について、ミレニアム開発目標（MDGs）では「1990年との比較において飢餓人口の割合を2015年までに半減させる」とされた。当目標は、実際の飢餓人口が過去10年間で1億人以上、1990年から1992年までの期間と比較では2億人以上減少したことで、開発途上地

域においてはほぼ達成されたとされる。その一方で、FAO、国際農業開発基金（IFAD）及び国連世界食糧計画（WFP）は「世界の食料不安の現状2015年報告」の中で、依然として世界で約7億9,500万人が栄養不足に苦しんでいると指摘している。また、食料へのアクセスを左右する国際穀物価格は、国際価格が高騰した2007年から2008年頃と比べれば低い水準で推移し続けているものの、天候などの要因によって大きく変動しやすい状況にある。食料の安定供給をめぐるこうした課題を踏まえ、グローバル・パートナーシップを活性化し、「食料不安に苦しむ開発途上国の人々の窮状を緩和し、2030年までに飢餓を終わらせる」という持続可能な開発のための2030アジェンダが掲げる持続可能な開発目標（SDGs）（ゴール2）の達成に貢献することは、日本を含む国際社会全体の責務である。

ア 食料安全保障に関する国際的枠組みにおける協力

2016年5月のG7伊勢志摩サミットにおいて、日本は首脳宣言の関連文書として「食料安全保障と栄養に関するG7行動ビジョン」の策定を主導した。この中では、2015年のG7エルマウ・サミット（於：ドイツ）で掲げられた「2030年までに開発途上国の5億人を飢餓と栄養不良から救出する」という目標と、その達成に向け策定された「食料安全保障と栄養のための広範な開発アプローチ」を踏まえ、G7が協調して進める具体的な行動が明記された。この行動ビジョンでは、①農業・フードシステムにおける女性のエンパワーメント、②人間中心のアプローチを通じた栄養の改善及び③農業・フードシステムにおける持続可能性及び強靱性^{きょうじんせい}の確保が3つの優先行動分野として設定された。今後とも日本は着実な行動の実施によりG7の取組を推進していく。また、4月には新潟県新潟市でG7農業大臣会合を開催し、農業を取り巻く新たな課題に対処するために必要な政策や

²² 安倍総理大臣のイニシアティブによる、未来の新エネルギー社会実現に向けたモデルを福島で創出し、このモデルを世界に発信し、福島を再生可能エネルギーや未来の水素社会を切り拓く先駆けの地とする構想

日本の食料安全保障のための外交的取組

【背景】

日本の状況

- ・食料供給のうち、カロリーベースで6割、生産額ベースで4割を海外に依存
- ・農地の減少、農業人口の高齢化等の生産拡大に向けた課題

世界の状況

- ・世界人口の増加
- ・新興国の経済発展による食生活の変化
- ・バイオエネルギー生産の増加
- ・気候変動、異常気象の頻発
- ・輸出余力のある国は限定的
- ・食料価格の不安定性の拡大、農産品の金融商品化

【外交的取組】

世界の食料生産の促進

- ・投資促進
責任ある農業投資の推進に向けて、世界食料安全保障委員会（CFS）が策定した「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」の推進、FAO・世界銀行等の調査研究の支援、官民連携によるフードバリューチェーン構築に向けた二国間対話や官民ミッションの開催 等
- ・農業・農村開発、研究開発・技術普及の推進
アフリカにおける稲作振興（CARD）等
- ・気候変動への対応等
干ばつ等の自然災害の予防・早期警戒システム構築 等

安定的な農産物市場及び貿易システムの形成

- ・自由貿易体制の維持・強化に向けた取組、市場機能に対する監視
WTOの下での輸出制限の原則禁止、経済連携協定における輸出制限に関する規律の強化、価格動向のフォロー（農業市場情報システム（AMIS）等）、価格変動への対策 等

脆弱な人々に対する支援・セーフティネット

- ・食料援助
穀物等の供与 等
- ・栄養支援
栄養指導、栄養補助食品の供与
栄養改善事業推進プラットフォーム（NJPPP）等
- ・社会的セーフティネット構築支援
最貧困層に対する生活手段付与 等

※G7伊勢志摩サミットにおいては、2015年のG7エルマウ・サミット（於：ドイツ）で掲げられた「2030年までに5億人を飢餓・栄養不良から救出する」との目標に向け、「食料安全保障と栄養に関するG7行動ビジョン」を策定

緊急事態や食料危機に備えた体制作り

- ・国際的な協力枠組み
ASEAN+3 緊急米備蓄（APTERR）、G20の迅速対応フォーラム（RRF）
（※国内体制整備としては、緊急事態食料安全保障指針がある）

（注）FAO：国連食糧農業機関

取組について議論を行い、成果文書として「G7新潟農業大臣会合宣言」を取りまとめた。

また、2016年の第6回アフリカ開発会議（TICAD VI）（於：ナイロビ（ケニア））で日本は、アフリカにおける食料安全保障強化のための取組として、アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）における稲作技術の普及等を通じた農業生産性の向上支援策を表明した。加えて、「アフリカ開発のための新パートナーシップ（NEPAD）」等のアフリカ地域の取組や地域機関とも協同で進める協力事業「食と栄養のアフリカ・イニシアチブ（IFNA）」の創設を発表した。

さらに、9月にペルーで開催されたAPEC食料安全保障担当大臣会合においては、APEC域内における食料安全保障の強化に向けた具体的

な取組を取りまとめた「APEC食料安全保障に関するピウラ宣言」が採択され、APEC地域の具体的な状況を考慮した食料安全保障強化の取組を着実に前進させることで一致した。

このほか、9月のASEAN+3（日本、中国及び韓国）首脳会議で、安倍総理大臣は、2012年に発効したASEAN+3緊急米備蓄（APTERR）協定に基づき、日本が行ったフィリピンやカンボジアに対する米支援について紹介した上で、日本が推進しているフードバリューチェーンの構築のための官民連携協力を更に拡大する意向を表明した。さらに、日本産食品に対する原発関連の輸入規制の緩和・撤廃についても要請した。

① 「責任ある農業投資」の促進に向けた日本の取組

世界の食料生産増大のため国際的な農業投資が促進される一方で、開発途上国における大規模な「農地争奪」が問題となったことを踏まえ、日本は2009年のG8ラクイラ・サミット（於：イタリア）にて、投資受入国、小農を含めた現地の人々及び投資家の3者が裨益^{ひえき}するような投資が促進されるべきとの「責任ある農業投資」のコンセプトを提唱した。2010年4月には、4国際関係機関（FAO、IFAD、国連貿易開発会議（UNCTAD）及び世界銀行（WB））により「責任ある農業投資原則」（PRAI）が策定された。これを発展させる形で2014年10月の世界食料安全保障委員会（CFS）総会において、「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」が採択され、この原則は2016年G7伊勢志摩サミットでも、前述した「食料安全保障と栄養に関するG7行動ビジョン」において、G7の行動の基礎を成す原則として明記されている。世界全体の食料安全保障の実現における主要な課題として、同原則の実践を引き続き主導していく。

(3) 漁業（マグロ・捕鯨問題など）

日本は世界有数の漁業国及び水産物の消費国であり、海洋生物資源の適切な保存管理及び持続可能な利用に積極的な役割を果たしている。

マグロ類に関し、日本はその最大消費国として、日本漁船にとって重要な漁場である日本周辺を条約対象水域とする中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）を始め、全てのマグロ類の地域漁業管理機関（RFMO）に加盟し、保存管理措置の強化に向けた議論を主導している。2016年には、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）において、外部有識者による第2回パフォーマンスレビューが実施され、大西洋クロマグロの資源回復に関するICCAT及びその加盟国の長期的努力が高く評価されるとともに、大西洋クロマグロの総漁獲可能量（TAC）の3年連続の増加が確認された。また、みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）では、南

アフリカが新規加盟し、年次会合において公海大型流し網漁業に対する禁止決議が採択されたほか、2018年以降3年間のTACが現行の3,000トン増に決定された。

サンマ、サバ類、キンメダイ等の公海漁業を対象とする北太平洋漁業委員会（NPFC）においては、日本の提案で、マサバ漁船の許可隻数の抑制の推奨及び違法・無報告・無規制（IUU）漁船リストの作成手続等を定めた保存管理措置等が採択された。

国際自然保護連合（IUCN）が2014年に絶滅危惧種に指定し、2016年のワシントン条約（CITES）第17回締約国会議（COP17）でも議論されたニホンウナギにつき、日本は、ニホンウナギを利用する中国、韓国、台湾等と、国際的な管理体制構築に関する協議を行っている。

また、無秩序な操業を行う船舶によるIUU漁業が持続可能な漁業に対する大きな脅威となっている状況に対し、日本は、4月に開催されたG7広島外相会合の際の海洋安全保障に関する外相声明において、IUU漁業の防止に向けた対策の重要性を強調するなど、IUU漁業対策に積極的に取り組む姿勢を示している。

捕鯨問題に関し、日本は、国際法及び科学的根拠に基づき、鯨類資源管理に不可欠な科学的情報を収集するための鯨類科学調査を実施し、商業捕鯨の再開を目指すという方針の下、2014年3月の国際司法裁判所（ICJ）判決及び国際捕鯨委員会（IWC）科学委員会等の指摘を踏まえ最終化された「新南極海鯨類科学調査計画（NEWREP-A）」を2015年12月から2016年3月にかけて実施した。また、北西太平洋においては、2016年11月、「新北西太平洋鯨類科学調査計画（NEWREP-NP）」案をIWC科学委員会に提出し、今後の同委員会での議論を踏まえて計画案を最終化する予定である。IWCでは反捕鯨国が締約国の過半数を占めており、捕鯨をめぐる国際的な状況は依然厳しいが、日本は、国際法及び科学的根拠に基づき、国際社会の理解が深められるよう粘り強く取り組んでいる。

(4) 対日直接投資

「成長戦略」において、2013年の「日本再興戦略」で掲げられた「2020年までに外国企業の対内直接投資残高を35兆円に倍増する」との目標が再確認された（2015年末時点で24兆4,000億円）。2014年から開催されている「対日直接投資推進会議」が司令塔として投資案件の発掘・誘致活動を推進するとともに、外国企業経営者の意見を吸い上げ、外国企業のニーズを踏まえた日本の投資環境の改善に資する規制制度改革や投資拡大に効果的な支援措置など追加的な施策の継続的な実現を図っていくこととしている。

2015年3月の第2回対日直接投資推進会議で取りまとめられた「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束²³」に基づき、2016年4月以降、外国企業は5つの約束の1つである「企業担当制²⁴」を活用し、担当副大臣との面会を行っている。また、2016年5月に開催された第4回対日直接投資推進会議では、日本が貿易・投資の国際中核拠点（グローバル・ハブ）となることを目指した「グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ」が決定され、「経済財政運営と改革の基本方針2016」や「成長戦略」にも反映された。

外務省としては、対日直接投資推進会議で決定された各種施策を実施するとともに、外交リソースを活用した取組として、在外公館を通じた取組も行っている。対日直接投資案件の発掘に係る情報収集体制の強化を図るとともに、案件成立に向けた支援体制の構築のため、2016年4月、126の在外公館に「対日直接投資推進担当窓口」を設置した。関係者との連絡・調整窓口として、日本貿易振興機構（JETRO）とも連携しつつ、関連活動の支援を始め、諸外国の参考事例調査や日本の規制・制度の改善要望調査、在外公館が有する人脈を最大限に活用した対日投資の呼びかけ、対日直接投資イベント

の開催など積極的な活動を行っている。2016年7月には、JETRO主催（在ベトナム日本国大使館後援）でベトナム初の対日投資セミナーが開催されたほか、2016年9月の安倍総理大臣訪米の際の「対日投資セミナー」（主催：JETRO）の開催、2016年10月の東京における「対日直接投資フォーラム（INVEST JAPAN Forum 2016）」（日本経済新聞社主催（関係府省及びJETRO共催））の開催など、政府要人によるトップセールスや関係機関との協力を通じて、国内外において対日直接投資促進に向けた各種取組を戦略的に実施している。

23 ①小売業や飲食店、医療機関、公共交通機関等における多言語対応の強化、②街中での無料公衆無線LANの整備の促進・利用手続の簡素化、③地方空港での短期間の事前連絡によるビジネスジェットの入入れ環境の整備、④外国人留学生の日本での就職支援及び⑤「企業担当制」の実施

24 日本に重要な投資を実施した外国企業を対象に副大臣を相談相手として付ける制度。担当副大臣は企業の専門分野に応じて決定され、外務副大臣は全ての面会時に同席する。